社 援 発 第 0828001 号 平成 1 9 年 8 月 2 8 日

都 道 府 県 知 事<br/>各 指 定 都 市 市 長 殿<br/>中 核 市 市 長



「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針」の改正について

「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針」(平成5年厚生省告示第116号。以下「旧人材確保指針」という。)は、平成5年4月に、いわゆる福祉人材確保法(社会福祉事業法及び社会福祉施設職員退職手当共済法の一部を改正する法律(平成4年法律第81号))に基づき、高齢者介護に係る新ゴールドプランの策定、少子化の進行に対応するエンゼルプランの策定、障害者の自立と社会参加を促進していくための総合的な障害者施策の検討といった当時の状況と相まって、これらを担う人材の養成確保を図っていくことを目的とし、厚生大臣より告示されたものである。

しかしながら、旧人材確保指針が制定された平成5年以降、福祉・介護サービスを取り巻く状況は大きく変化してきており、少子高齢化の進行や世帯構成の変化、国民のライフスタイルの多様化等により、国民の福祉・介護サービスへのニーズがさらに増大するとともに、認知症等のより複雑で専門的な対応を必要とするニーズの顕在化等を背景として、質的にもより多様化、高度化している状況にある。

また、少子高齢化の進行等の下で生産年齢人口が減少し、労働力人口も減少が見込まれる一方、近年の景気回復に伴い、他の産業分野における採用意欲も増大している。福祉・介護サービス分野においては、高い離職率と相まって常態的に求人募集が行われ、一部の地域や事業所では人手不足が生じているとの指摘もある。

このような状況の中で、将来にわたって福祉・介護ニーズに的確に対応できる人材を安定的に確保していく観点から、経営者、関係団体等並びに国及び地方公共団体が講ずべき措置について改めて整理を行い、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第89条第1項の規定に基づき、今般、別添のとおり、新しい「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針」(平成19年厚生労働省告示第289号。以下「新人材確保指針」という。)が告示されたので、下記の留意事項を踏まえつつ、人材確保のための取組を推進するとともに、貴管内市町村、福祉・介護サービス事業者その他の関係者に対し、周知徹底を図られたい。

記.

- 1 新人材確保指針において新しく採用した基本的な考え方
  - (1) 労働市場全体の中での福祉・介護サービス分野の位置付け 労働力人口の減少等が見込まれる中で、福祉・介護ニーズの増大や多 様化・高度化に対応していくため、福祉・介護サービス分野を、人材確 保に最も真剣に取り組んでいかなければならない分野の一つと位置付 けたこと。
  - (2) 福祉・介護サービス分野における人材確保のための基本的考え方 就職期の若年屬を中心とした国民各層から選択される職業となるよ う、①他の産業分野とも比較して適切な給与水準の確保等の「労働環境 の整備の推進」、②「従事者のキャリアアップの仕組みの構築」ととも に、国家資格等を取得するなどの高い専門性を有する従事者には、その 社会的評価に見合う処遇が確保され、従事者の努力が報われる仕組みの

構築等のための取組が重要であることを強調したこと。

### (3) 新人材確保指針が対象とする事業

新人材確保指針は、社会福祉事業における人材確保を図るためのものであるが、介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する居宅介護支援や訪問リハビリテーション、特定施設入居者生活介護等社会福祉事業には該当しないが社会福祉事業と密接に関連するサービスが拡大していることを踏まえ、これらのサービスについても、新人材確保指針が人材確保のための取組の参考となるものとの認識の下、共通の枠組みによって人材確保ための取組を行うこととしたこと。

### (4) 関係団体等の位置付け

旧人材確保指針においては、人材確保のための取組を行うべき主体として、経営者並びに国及び地方公共団体が位置付けられていたところであるが、新人材確保指針においては、福祉・介護サービスの増進に寄与する取組を行う法人又は団体(以下「関係団体等」という。)及びその行うべき取組を新たに位置付けたこと。

### (5) 国民の役割

国民の役割として、次の①から③までを新たに位置付けたこと。

- ① 消費者として質の高い福祉・介護サービスを選り分け、これを伸ばしていくことに努めるとともに、福祉・介護サービスを大切に利用する節度ある利用者として、これを上手く利用しながら、自立した日常生活を営むことを目指していくこと。
- ② 福祉・介護サービスを支える税や保険料の負担者としての立場から、 福祉・介護サービスの量や質の水準と併せて、これを確保するために 必要となる負担の水準を考えていくこと。
- ③ ボランティア等への参画を通じて、地域社会等における支え合いを 充実させていくこと。

#### (6) 新人材確保指針の実施状況の評価・検証

新人材確保指針が示す人材確保のために講ずべき措置について、福祉・介護制度の見直しの状況を踏まえ、定期的にその実施状況を評価・検証し、必要に応じ見直しを行うこととしたこと。

### 2 新人材確保指針に基づき地方公共団体が行うべき取組

### (1) 地方公共団体が担うべき役割

新人材確保指針においては、経営者、関係団体等並びに国及び地方公共団体が福祉・介護サービス分野における人材確保を進める上で、それぞれ担うべき役割を整理しており、地方公共団体は、経営者に対する指導監督や研修の実施、関係団体等のネットワークの構築等を進めていくべきこととされていること。

### (2) 具体的な取組

① 実態の把握

従事者に対する事業収入の配分の状況や従事者の労働実態、離職者等の状況等、人材確保の取組を進める上で必要な実態の把握に努められたいこと。

- ② 福祉・介護サービスの周知・広報 福祉・介護サービスに対する国民の理解が深められるよう、福祉・ 介護サービスの利用者や福祉・介護サービスについての周知・広報に 努められたいこと。
- ③ 福祉・介護サービス分野における人材確保対策の推進 就職説明会の実施等を通じた就業の働きかけ、無料職業紹介や研修 等の実施を通じた就業の支援、就業後の相談支援等を通じた定着の支 援等、総合的な人材確保対策の推進に努められたいこと。
- ④ 都道府県人材センター等の積極的な活用

①から③までの取組を行うに当たっては、都道府県福祉人材センター及び福祉人材バンク(以下「都道府県福祉人材センター等」という。)を積極的に活用するとともに、都道府県福祉人材センター等においては、従来より行われている無料職業紹介にとどまらず、公共職業安定所等との十分な連携を図りつつ、地域の実情を踏まえ、その創意工夫を活かした取組を行われたいこと。

#### ⑤ 労働環境の改善等

人材確保のためには、給与等を含む労働環境の改善が重要であり、 新人材確保指針を踏まえ、経営者がその労働環境の改善に取り組むよ う、周知徹底を図ること。

また、労働関係法規や福祉・介護制度関連法規等の法令を遵守した

適切な運営が確保されるよう、経営者の指導監督等を適切に行われたいこと。

### ⑥ 労働関係行政機関への情報提供

経営者への立入検査等において、労働関係法規違反のおそれのある 事案を発見した場合、必要に応じ労働関係行政機関との情報提供され たいこと。

### 3 国への情報提供

都道府県等又は貴管内における関係団体等において、人材確保のための先 進的な取組や従事者等に関する実態調査等が行われている場合にあっては、 社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室長あて積極的に情報提供された いこと。

0

Œ  $\omega$ 0) 松

Ø

文學

#### [#III 形)

○社会福祉事業に従事する者の確保を 図るための措置に関する基本的な指 針を定めた件 (厚生労働二八九)

> ধে **₩**]

拟型尼

除権決定、破産、免責、 **康 州 國 寒** 地方公共因本

公債償還 (愛知県)、行旅死亡人関

会社その他 会社決算公告

## 怅

#### ○原生労働省告示第二百八十九号

 $\circ$ 

社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第 八十九条第一項の規定に基づき、社会福祉事業に 、従事する者の確保を図るための措置に関する基本 |的な指針を次のように定めたので、同条第四項の 、規定により告示する。なな、社会福祉事業に従事 する者の確保を図るための措置に関する基本的な 「指針(平成五年厚生省告示第百十六号)は廃止す

#### 平成十九年八月二十八日

社会福祉事業に従事する者の確保を図るた めの措置に関する基本的な指針

近年、我が国においては、少子高齢化の進行や 世帯構成の変化、国民のライフスタイルの多様化 重要である。 **一等により、国民の福祉・介護サービスへのニーズ** 〈以下「福祉・介護ニーズ」という。) がさらに増 大するとともに、認知症等のより複雑で専門的な 対応を必要とするニーズの顕在化等を背景とし て、質的にもより多様化、高度化している状況に ある。

福祉・介護サービスを供給する各種の制度(以 下「福祉・介護制度」という。)は、この間様々な 《見直しが行われ、羞寒に充実してきている。しか しながら、福祉・介護制度が国民の福祉・介護 ニーズに応えるよう十分機能していくためには、 【福祉・介護サービスを担う人材の安定的な確保が 前提となる。

他方、少子高齢化の進行等の下で、15歳から64 【歳までの者(以下「生産年齢人口」という。)の減 | 少に伴い、労働力人口も減少が見込まれる一方、 近年の景気回復に伴い、他の分野における採用意 |欲も増大している。また、福祉・介護サービス分 野においでは、高い離職率と相まって、常態的に 求人募集が行われ、一部の地域や事業所では人手 不足が生じているとの指摘もある。このような状 '況を考慮すると、福祉・介護サービス分野は最も 人材の確保に真剣に取り組んでいかなければなら ない分野の一つであり、福祉・介護サービスの仕 事がこうした少子高齢社会を支える働きがいのあ る、魅力ある職業として社会的に認知され、今後 さらに拡大する福祉・介護ニーズに対応できる質 「の高い人材を安定的に確保していくことが、今や 【国民生活に関わる喫緊の課題である。

平成27年には、いわゆる団塊の世代の全員が高 輸者(65歳以上の者をいう。以下同じ。)となり、 これらの者が後期高齢者(75歳以上の者をいう。 以下同じ。)となる平成37年には、全人口に占める 高齢者人口の割合が3割を超えると見込まれるこ とを見据え、社会福祉法人に限らず、営利法人や 特定非営利活動法人等を含めた経営者(福祉・介 護サービスに係る事業を経営する者をいい、この 指針中、処遇の改善に係る部分を除き、福祉・介 護サービスに係る事業を経営する場合の國及び地 方公共団体を含む。以下同じ。)、福祉・介護サー ビスの増進に寄与する取組を行う法人又は団体 (以下「関係団体等」という。)並びに国及び地方 公共団体が、十分な連携の下、この指針に基づき、 それぞれ必要な指置を滌じ、福祉・介護サービス 分野において質の高い人材の確保に努めることが

この指針は、社会福祉法(昭和26年法律第45号) 第89条第1項の規定に基づき、間法第2条に規定 する社会福祉事業における人材確保を図るために 定めるものである。一方、介護保険制度における 居宅介護支援や訪問リハビリテーション、特定施 股入居者生活介護等社会福祉事業には該当しない が社会福祉事業と密接に関連するサービスが拡大 している。これらのサービスは社会福祉事業と不 可分に運営される場合もあり、同様に国民の福 | 祉・介護ニーズに対応していることから、社会福 祉事業とこれらのサービスを合わせ、一体的な人 材の確保に努めることが必要となってきている。 このため、社会福祉事業には該当しないが社会福 **祉事業と密接に関連するサービスについても、こ** の指針が人材確保のための取組の参考となるもの との認識の下、この指針では、これらのサービス を合わせて、「福祉・介護サービス」と総称し、人 材確保のための取組を共通の枠組みで整理するこ ととする。

#### 第1 就業の動向

1 労働市場全体における就業の現況と今後の 見通し

國立社会保障・人口問題研究所による「日 本の将来推計人口」(以下「将来推計人口」と いう。)(平成18年12月推計) の中位推計 (以 下「平成18年12月推計」という。)によれば、 少子化の進行等により、生産年齢人口は平成 17年の約8.442万人から、いわゆる団塊の世 代の全員が65歳以上となる平成27年には約 7,681万人にまで減少するものと見込まれて おり、これに伴い、労働力人口も減少するこ とが見込まれている。

2 福祉・介護サービスにおける就業の現況 現に福祉・介護サービスに従事する者(以 下「従事者」という。)は、平成17年現在で約 328万人であるが、介護保険制度の創設や隙 害者福祉制度の見直し等による福祉・介護 サービスの質の充実、性の拡大に伴い、その 数は急速に増加しており、平成5年と比べて 約4.6倍となっている。とりわけ高齢者に関 運するサービスに従事する者の仲びは夢し く、平成5年の約17万人と比べて、平成17年 には約197万人と、約12億に選しており、従 事者の多数を占めている。

さらに、従事者の特徴として、

- ① 女性の占める割合が高く、介護保険サー ピスにおいては、平成16年の実績で約8割 を占めていること
- ② 非常勤職員の占める割合が近年増加して きており、介護保険サービスにおいては、 平成17年の実績で約4割、このうち、訪問 介護サービスについては非常勤職員が約8 割を占めていること
- ③ 入職率及び離職率が高く、平成16年にお ける介護保険サービスに従事する介施職園 の数に対するその後1年間の採用者数の割 合は約28%、離職者数の割合は約20%であ ること
- ④ 給与の水準は、業務内容や勤紀年数等を 勘案して、経営省と従事者との間の契約で **次められるものであり、その高低について** 一律に比較を行うことは困難であるが、例 えば平成17年においては、従事者の給与の 平均を他の産業分野を含む全労働者の給与 の平均と単純に比較すると、低い水準にあ ること

#### 等が挙げられる。

このように、従事者が着実に増加している にもかかわらず、離職率が高く、労働移動が 激しい状況にあることから、常態的に求人募 集が行われることもあり、介護関連職種の平 成18年度における有効求人倍率は、パートタ イムを除く常用で1.22倍、常用的パートタイ ムで3.08倍と、全職種(パートタイムを除く 常用で0.92倍、常用的パートタイムで1.35倍) と比較して高い水準にあり、特にパートタイ ムにおける労働誘要は大きなものとなってい

介護の専門職である介護福祉士についてみ ると、介護保険サービスに従事する介障職員 のうち、その占める割合が介護保険施設にお いては約4割、居宅サービスにおいては約2 刺に遠している中、介護の現場では介護職員 の量的確保にとどまらず、専門性の高い人材 が求められている。一方で、平成17年までに 介護福祉士の国家資格を取得している者約47 万人のうち、実際に福祉・介護サービスに従 事しているものは約27万人に留まっており、 いわゆる「潜在的介護福祉士」が多数存在し ている。

また、相談援助の専門職である社会福祉士 についてみると、従来の福祉・介護サービス 分野における相談援助にとどまらず、保健医 療、司法、教育など多様な分野との連携のほ か、地域包括支援センターの職員の任用資格 として位置付けられるなど、地域における福 祉・介護サービス資源の開発又は活用につい ての幅広い活動が期待されている。その一方 で、社会福祉士の社会的な認知度が必ずしも 高くないこともあり、その任用が進んでいな いなど、社会福祉士の有する専門性が有効に 活用されているとはいえない状況にある。

さらに、保育士については、保育所の入所 児童に対する保育業務以外にも、地域住民の 子育でに関する相談業務を始めとする地域の 子育で支援など、その活躍の領域が拡大して おり、多様化する業務内容に対応できる資質 の高い保育士の確保が求められている。

3 福祉・介護サービスにおける今後の就業の 見通し

今後の後期高齢者人口は、将来推計人口(平 成14年1月推計)の中位推計によれば、平成 16年の約1.110万人から平成26年には約1.530 万人(平成18年12月推計によれば、約1,600 万人)に達すると見込まれるとともに、介護 保険制度における要介護認定者及び要支援認 定者は、平成16年の約410万人から平成26年 には約600万人から約640万人に違すると見込 まれ、今後、高齢者に対する介護保険サービ | 第2 人材確保の基本的考え方 スの需要がますます拡大していくこととな

また、障害福祉サービスを利用する障害者 についても、平成17年の約40万人から平成23 年には約60万人に達すると見込まれ、高齢者 と同様、陳奢者に対する障害福祉サービスの 需要もますます拡大していくこととなる。

さらに、保育分野については、女性の就業 継続の希望を実現する観点から、特に3歳未 満の児童の保育サービスの拡充が求められて おり、「子ども・子育て応援ブラン」(平成16年 少子化社会対策会議決定) において、保育所 の受入れ児童数を平成21年度までに約215万 人に拡大することとされるなど、保育サービ スの需要も今後さらに拡大していくことが見 込まれる。

このように、今後、これら以外の分野も含 め、少子高齢化の進行や世帯構成の変化、国 民のライフスタイルの多様化等に対応して、 多様な福祉・介護サービスの需要の拡大が見 込まれている。

こうした状況の中で、例えば将来必要とな る介護保険サービスに従事する介護職員につ いては、平成16年の約100万人から、平成26 年には、

- ① 仮に後期高齢者人口の伸びに比例して職 員数が増加することとした場合、約140万 人に、
- ② 仮に要介護認定者数の伸びに比例して職 員数が増加することとした場合、約150万 人から約160万人に、

増加するものと見込まれ、少なくとも今後10 年間に、約40万人から約60万人の介護職員の 確保が必要となる。また、この介護職員数を 労働力人口に占める割合として示せば、平成 16年の約1.5%から、平成26年には、約2,1% から約2.4%にまで増加するものと見込まれ る。これに加えて、福祉・介護サービス分野 においては、従事者に占める離職者の割合が 全労働者に占める離職者の割合と比較して高 いことや平成27年までに福祉・介護サービス 分野においても団塊の世代が退職していくこ とから、これらの離職者を補充する人材等の 確保が相当数必要となる。

第1で述べた状況を踏まえれば、今後ますま す拡大していく国民の福祉・介護ニーズに対応 していくためには、福祉・介護サービス分野に おいて、他の分野と比較しても特に、人材を安 定的に確保していくことが求められている。福 祉・介護サービス分野において、将来にわたっ て安定的に人材を確保していくためには、例え ば、主に若年期に入職して正規雇用で就労する 者、ライフスタイルに対応した多様な雇用形態 で就労を希望する者など、様々な就労形態の従 事者がいることを念頭に置きつつ、人材を確保 していくために必要な対策を重層的に讃じてい くことが必要である。このため、就職期の若年 層を中心とした国民各層から選択される職業と なるよう、他の分野とも比較して適切な給与水 準が確保されるなど、労働環境を整備する必要 がある。また、従事者のキャリファップの仕組 みを構築するとともに、国家資格等を取得する など、高い専門性を有する従事者については、 その社会的な評価に見合う処遇が確保され、従 事者の努力が報われる仕組みを構築する必要が ある。

さらに、今後の少子高齢社会を支える働きが いのある仕事であることを積極的に周知・広報 することを通じて、福祉・介護サービスの仕事 が魅力ある職業として社会的に認知されていく ことが重要である。

こうした取組と併せて、介護福祉士や社会福 社士、ホームヘルパー等の資格を有していなが ら寒際に福祉・介護サービス分野に就業してい ない者(以下「潜在的有資格者」という。)が多 数存在すること等を踏まえ、こうした潜在的有 資格者等の掘り起こし等を通じて、これらの者 の活用を促進するとともに、多様な人材を確保 する観点から、福祉・介護サービス以外の他の 分野に従事する者や高齢者等の参入・参画の促 進を図ることも重要である。

こうした観点に立って、福祉・介護サービス | 第3 人材確保の方策 分野における人材の確保のための視点を整理す nit.

① 就職期の若年屬から魅力ある仕事として評 価・選択されるようにし、さらには従事者の「 定着の促進を図るため、「労働環境の整備の推 進」を図ること

- ② 今後、ますます増大する福祉・介護ニーズ に的確に対応し、質の高いサービスを確保す る観点から、従事者の資質の向上が図られる よう、「キャリアアップの仕組みの構築」を図 ること
- ③ 国民が、福祉・介護サービスの仕事が今後 の少子高齢社会を支える働きがいのある仕事 であること等について理解し、福祉・介護 サービス分野への国民の積極的な参入・参画 が促進されるよう、「福祉・介護サービスの周 知・理解」を図ること
- ④ 介護福祉士や社会福祉士等の有資格者等を 有効に活用するため、潜在的有資格者等の拠 り起こし等を行うなど、「潜在的有資格者等の 参入の促進」を図ること
- ⑤ 福祉・介数サービス分野において、新たな 人材として期待されるのは、他分野で活躍し ている人材、高齢者等が挙げられ、今後、こ うした「多様な人材の参入・参画の促進」を 図ること

#### などが挙げられる。

これらの視点に立った具体的対策を着実に講 ずることにより、必要な人材を確保することが 可能と考えられ、まずは、こうした視点に立っ て、関係者が第3に掲げる事項に総力を挙げて 取り組み、園内における労働力を確保していく ことが重要であり、当面、福祉・介護ニーズの 一層の拡大が見込まれる、いわゆる団塊の世代 の全員が高齢者となる平成27年を見据えて、重 点的に取り組む必要がある。

なお、今後、国内の労働力のみでこうしたニー ズに対応する人材を広く確保していくことは困 難であり、外国人労働者の受入れは不可避では ないかとの問題提起もある。これについては、 労働市場への影響、滞在の長期化や定住化に伴 う社会的コストの発生等の懸念等があることか ら、慎重に対応していくことが必要である。

第2で述べた視点を踏まえて、福祉・介護 サービス分野における必要な人材を確保するに は、関係者は、特に以下に掲げる5項目に総力 を挙げて取り組むことが重要である。なお、括 弧内は、各事項において取り組むべき主体を示 している。

- 1 労働環境の整備の推進等
- (1) 労働環境の改善
  - ② 給与等
  - ア キャリアと能力に見合う給与体系の 構築等を図るとともに、他の分野にお ける労働者の給与水準、地域の給与水 準等も踏まえ、適切な給与水準を確保 すること。なお、給与体系の検討に当 たっては、国家公務員の福祉職俸給表 等も参考とすること。(経営者、関係団 体等)
  - イ 質の高い福祉・介護サービスを提供 するためには、質の高い人材を確保す る必要があることを踏まえ、従事者に 対する事業収入の適切な配分に努める こと。(経営者、関係団体等)
  - ウ 従事者の定緒の状況等を勘案し、必要に応じ、従事者に対する事業収入の配分の状況についての実態を把握し、福祉・介護サービス分野における経営者の全般的な状況や個別の優良事例等を公表すること。(國、地方公共団体)
- ② 介護報酬等の設定
- ア 給与、物価等の経済動向や地域間の 給与の格達等を勘案しつつ、従事者の 納与等の水準や事業収入の従事者の給 与等への分配状況を含め、経営実態や 従事者の労働灾態を把握すること等を 通じて、国民の負担している保険料率 の水準にも留意しながら、適切な水準 の介穫報酬等を設定すること。(図、地 方公共団体)
- イ キャリアと能力に見合う給与体系の 構築等の観点から、介護福祉士や社会 福祉士等の専門性の高い人材を配置し た場合の介護報酬等による評価の在り 方について検討を行うこと。(国、地方 公共団体)
- ③ 労働時間等
  - ア 通40時間労働制の適用されていない 小規模の事業所における週40時間労働 制の導入、完全週休2日制の普及など、 労働時間の短縮の推進に努めること。 また、仕事と家庭の両立が図られるよ

- う、計画的付与等による有給休暇の完全取得を目指した取組や育児休業・介護休業の取得、職場内保育の充実等を推進すること。(経営者、関係団体等、国、地方公共団体)
- イ 従事者に過重な業務の負担を強いる ことのないよう、適切な勤務体制を確 保すること。(経営者、関係団体等)
- ④ 労働関係法規の遵守等
  - ア 労働基準法(昭和22年法律第49号) や労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)等の労働関係法規を遵守すること。 (経営者、関係団体等)
  - イ 短時間労働者については、短時間労働者については、短時間労働者については、短時間労働者の職等等に関するき、の労働者との均衡を考慮しつの所間労働者の職務の内容や職務の内容の職務の内容の関金や政策を関係の大きのでは、多様な人ががそれぞれの希望によるを表して、その有する能力を一層発揮でき、関係団体等)
- ウ 労働関係法規や福祉・介護制度関連 法規等の法令を遵守した適切な運営が 確保されるよう、経営者の指導監督等 を行うこと。(国、地方公共団体)
- ⑤ 健康管理対策等
- ア 従事者が心身ともに充実して仕事が できるよう、より充実した健康診断を 実施することはもとより、腰痛対策等 の健康管理対策の推進を図ること、(経 営者、関係団体等、国、地方公共団体)
- イ 従事者のストレスを緩和し、心の健康の保持増進を図る観点から、相談体制を整備するなど、メンタルヘルス対策等の推進を図ること。(経営者、関係団体等、国、地方公共団体)・
- ウ 利用者の安全を確保し、従事者が安心して仕事ができるよう、日頃より医療機関や保健所等との連携に努めるとともに、手洗いや消毒の励行等の感染症対策の推進を図ること。(経営者、関係団体等、国、地方公共団体)

#### ⑥ 職員配置

従事者の労働の負担を考慮し、また、 一定の質のサービスを確保する観点から、職員配置の在り方に係る基準等について検討を行うこと。(国)

⑦ 福利厚生

従事者の余暇活動や日常生活に対する 支援を行うなど、従事者のニーズに的確 に対応した福利厚生事業の推進を図るこ と。(経営者、福利厚生センターその他の 関係団体等)

⑧ 適正な雇用管理の推進

経営者に対する雇用管理に関する相談 事業、介護労働者の雇用管理の改善等に 関する法律(平成4年法律第63号)に基 づく助成金の活用の促進、福祉・介護 サービスの実態に応じた雇用管理の好事 例の情報提供等に取り組むこと。(経営 者、介護労働安定センターその他の関係 団体等)

- ⑨ 業務の省力化等
- ア I T技術や自助具を含む福祉用具の 積極的な活用等を通じて、業務の省力 化に努めること。(経営者、関係団体等、 国、地方公共団体)
- イ サービスの提供に関する記録等の各 種審類の作成に係る事務の効率化・簡 素化に努めること。(経営者、関係団体 等、国、地方公共団体)
- (1) その他

従事者の育児休業や研修受講等の事情により、欠員が生じる場合に、円滑に代替職員が確保できるよう、支援すること。 (福祉人材センター、福祉人材パンクその他の関係団体等)

- (2) 新たな経営モデルの構築
- ① 福祉・介護サービスが人によって支えられる事業であることを踏まえ、福祉・介護サービスを行うのにふさわしい経営理念を確立するとともに、質の高いサービスを確保する観点から、サービスの内容に応じた採用方針や育成方針の確立など、明確な人事戦略を確立すること。(経営者、関係団体等)

- ② 現状において多数を占める小規模かつ 脆弱な経営基盤からの脱却を図るため、 複数の福祉・介護サービスの実施又は従 事者の共同採用や人事交流、資材の共同 購入、設備の共同利用など経営者間の ネットワークの構築を進めること等によ り、経営基盤を強化すること。(経営者、 関係団体等)
- ③ 管理者等が労働環境の改善やキャリア アップの仕組みの構築等の取組の重要性 を十分認識すること等を通じて、質の高 い人材を確保し、質の高いサービスを提 供するための組織体制を確立すること。 (経営者、関係団体等)
- ④ 福祉・介護制度の下で、柔軟かつ創意 工夫を括かした経営を行うことができる よう、社会福祉法人制度改革等の規制改 革を推進すること。(国、地方公共団体)
- ⑤ 経営主体や事業の規模・種類、地域特性に応じた経営の実態を把握するとともに、これらを踏まえた福祉・介護サービスを行うのにふさわしい経営理念や経営の在り方を研究し、先進的な取組についての関知を図るなど、その成果について普及を図ること。(関係団体等、関、地方公共団体)
- ⑤ 福祉・介護サービスに係る事業の施設・設備の整備や事業の運営に係る融資を行うほか、経営の安定化に資するため、経営診断事業等を推進すること。(独立行政法人福祉医療機構その他の関係団体等)
- (3) 介護技術等に関する研究及び修み
- ① 利用者の自立を支援し、より質の高い 福祉・介護サービスを提供する観点から、自助具を含む福祉用具や住環境の整 備等の研究を行うとともに、その成果に ついて普及を図ること。(経営者、関係団 体等、国、地方公共団体)
- ② 従事者の負担を軽減する観点から、腰痛対策等に関する介護技術について、これまでの研究成果の評価・分析を行いつ、より適正かつ実践的な技術の研究及び普及を図ること。(経営者、職能団体、養成機関の団体その他の関係団体等、園、地方公共団体)

- 2 キャリアアップの仕組みの構築
  - ① 質の高い介護福祉士や社会福祉士、保育士等を確保する観点から、資格制度の充実を図り、その周知を行うこと。また、有資格者等のキャリアを考慮した施股長や生活相談與等の資格要件の見底しや社会福祉主事から社会福祉士へのキャリアアップの仕組みなど、福祉・介護サービス分野における従事者のキャリアバスを構築すること。(経営者、関係団体等、園、地方公共団体)
  - ② 福祉・介護サービス分野におけるキャリアパスに対応した生涯を通じた研修体系の構築を図るとともに、施設長や従事者に対する研修等の充実を図ること。(経営者、職能団体その他の関係団体等、国、地方公共団体)
  - ③ 従事者のキャリアアップを支援する観点から、働きながら介護福祉士、社会福祉士等の国家資格等を取得できるよう配式するとともに、従事者の自己研鑽が図られるよう、業務の中で必要な知識・技術を習得できる体制(OJT)や、職場内や外部の研修の受謝機会等(OFFーJT)の確保に努めること。(経営者、関係団体等)
  - ④ 従事者のキャリアアップを支援する観点から、労働者の主体的な能力開発の取組を支援する教育訓練給付制度を適切に運営すること。(関)
  - ⑤ 従事者の多様な業務を経験する機会を確保する観点から、経営者間のネット ワークを活かした人事交流等を通じて、 人材の育成を図ること。(経営者、関係団体等)
  - ⑥ 国家資格等の有資格者について、さら に高い専門性を認証する仕組みの構築を 図るなど、従事者の資質向上に取り組む こと。(職能団体、養成機関の団体その他 の関係団体等)
- 3 福祉・介護サービスの周知・理解
  - ① 教育機関等が生徒等に対して、ボラン ティア体験の機会を提供するなど、成長 段階に応じて福祉・介護サービスの産業

- や重要性についての理解と体験ができる よう、働きかけを行うこと。(経営者、関 係団体等、国、地方公共団体)
- ③ 施設の地域開放やボランティアの受入 れ、地域活動への積極的な参加など、地 域との交流を図ること。(経営者、関係団 体等)
- ④ 将来を担う人材を育てていくことが、 福祉・介護サービスや経営者の社会的な 評価を高めていくことにつながるという 観点に立って、福祉・介護サービス分野 への就業を目指す実習生を積極的に受け 入れるとともに、実習を受け入れる施設 における適切な受入体制を確保すること。(経営者、関係団体等、園、地方公共 団体)
- 4 潜在的有資格者等の参入の促進等
- (I) 介護福祉士や社会福祉士等の有資格者の 活用等の促進

介護福祉士や社会福祉士等の資格制度の 普及を図るとともに、これらの有資格者の 活用等の促進を図ること。(経営者、関係団 体等、国、地方公共団体)

- (2) 潜在的有資格者等の参入の促進
- ① 潜在的有資格者等について、就業の現 状や離職の理由、福祉・介護サービス分 野への再就業の意向等の実態を把握する こと。(関係団体等)
- ② 潜在的有資格者等に対して、就職競明 会の実施等を通じて、関心を喚起し、福祉・介護サービス分野への再就業を働き かけること。(福祉人材センター、福祉人 材パンクその他の関係団体等)

- ③ 潜在的有資格者等のうち、再就業を希望するものに対して、再就業が円滑に進むよう、関係団体等や公共職業安定所等との十分な連携による無料職業紹介等の実施や再教育等を通じて、就業の支援に取り組むこと。(福祉人材センター、福祉人材パンクその他の関係団体等、国)
- ④ 福祉・介護サービス分野へ就業した潜在的有資格者等について、将来にわたって安定的に仕事ができるよう、相談体制を整備するなど、その定替の支援に取り組むこと。(福祉人材センター、福祉人材バンクその他の関係団体等)
- 5 多様な人材の参入・参画の促進
- (1) 福祉・介護サービス以外の他の分野に従 事する人材の参入の保進
  - ① 多様な人材を確保する観点から、福祉・介護サービス以外の他の分野に従事する者等に対して、就職説明会の実施等を通じて、福祉・介護サービス分野への関心を喚起し、就業を働きかけること。 (福祉人材センター、福祉人材バンクその他の関係団体等)
- ② 福祉・介護サービス以外の他の分野に 従事する者等のうち、福祉・介護サービ ス分野への就業を希望するものに対し て、関係団体等と公共職業安定所等との 十分な連携による無料職業紹介等の実施 を通じて、就業の支援に取り組むこと。 (福祉人材センター、福祉人材パンクそ の他の関係団体等、国)
- ③ 福祉・介護サービス以外の他の分野に 従事していた者等で、福祉・介護サービ ス分野へ就業したものについて、将来に わたって安定的に仕事ができるよう、相 該体制を整備するなど、その定着の支援 に取り組むこと。(福祉人材センター、福 祉人材パンクその他の関係団体等)
- ④・利用者のサービスの選択に資すること を目的とした第三者評価結果の公表や情報開示等は、福祉・介護サービス分野へ の就業を希望する者にとっても就業先の

- 選択に資するものであることを踏まえ、 これらの推進を図ること。(経営者、関係 団体等、国、地方公共団体)
- (2) 高齢者等の参入・参剛の促進等
- ③ 高齢者に対する研修等を通じて、高齢者が福祉・介護サービス分野へ就楽しやすい、又は、ボランティアとして参画しやすい環境を整えるほか、これまでの就業経験の中で培ってきた経理や労務管理等の専門的知識・技能の活用を図ること。(経営者、関係団体等、周、地方公共団体)
- ② 障害者に対し、就労支援を含む様々な 支援を通じて、除害者が自らの能力を十 分に発揮できる社会参加の活動の一つと して、福祉・介護サービス分野への参 入・参画を促進すること。(経営者、関係 団体等、関、地方公共団体)
- ③ 日比経済連携協定等に基づく外国からの介護福祉士等の受入れに当たっては、 国内における従事者との均衡待遇を確保 するなど、外園人介護福祉士等の受入れ が適切に行われ、現場に混乱が生ずることのないよう、十分な研修体網や指導体 側等を構築すること。(経営者、関係団体 等、国)
- 第4 経営者、関係団体等並びに国及び地方公共 団体の役割と国民の役割

福祉・介護サービスの最大の基盤は人材であり、質の高い人材が集まらなければ、質の高い サービスの提供は困難となるという考え方の下に、経営者、関係団体等並びに国及び地方公共 団体がそれぞれの役割を果たし、処遇の改善等 に取り組むことが重要である。

これらの関係者が十分な連携を図りつつ、さらには国民の参加も得ながら、国民的な課題として、21世紀を担う福祉・介護サービス分野の人材の最と質を高めていくため、誰もが生き生きと働ける魅力ある福祉・介護サービス分野の職場を確立するとともに、その社会的な評価の向上を図ることに取り組んでいく必要がある。

それぞれの役割については以下のとおりとする。

## IJ

### 1 経営者及び関係団体等の役割

経営者は、健全な経営を維持し、従事者を 歴用する立場から、適正な給与水準の確保を 始めとする労働環境の改善や従事者のキャリ アアップの支援等を行っていくことにより、 一人一人の従事者がその能力を最大限に発揮 することができる働きやすい環境の整備を行 う役割を担っている。

特に、福祉・介護サービスに係る事業の経 営においては、人材の質がサービスの質に大 きな影響を与えることから、福祉・介護サー ビスの利用者に対して、人材というサービス の提供基盤を最大限に活かして、質の高い サービスを提供していくことが重要である。

また、経営者は、経営理念に駆打ちされた 人事制度の改革や経営者間のネットワークの 構築、関係団体等による活動への協力を最大 限行う必要がある。

さらに、現在、国民は、経営状況やサービ スの提供体制等の施設運営の状況についての 実態を必ずしも十分に把握できる状況にはな いことから、経営者は、積極的にこれらの情 報を開示していくことも必要である。

他方、関係団体等は、個々の経営者や従事 者のレベルでは対応することが嫌しい課題に ついて、経営者や従事者の収組を支援するな ど、それぞれが果たすべき役割を着実に推進 する必要がある。

#### 2 地方公共団体の役割

地方公共団体は、事業者の指定や指導監督 を行い、地域の実情に応じて、住民に対し必 要な福祉・介護サービスを確保するための計 画を策定するほか、事業に係る費用の一部を **負担する等の役割を担っている。** 

このため、地方公共団体は、福祉・介護制 度関連拡規等の法令を遵守した適切な運営が 確保されるよう、経営者に対する指導監督を 行うとともに、福祉・介護サービスに関わる 法人、施設、関係団体等の取組を把握しなが ら、個々の経営者では対応が難しい人材確保 の取組や研修の実施など人材の質的向上を支 扱していく必要がある。

特に、都道府県においては、雇用情勢を踏 まえ、従事者の儒給状況や就業状況を把握す るとともに従事者に対する研修体制の整備、

経営者や関係団体等のネットワークの構築な ど、広域的な視点に立って、市区町村単位で は行うことが難しい人材確保の敢組を進めて いくことが重要である。

また、市区町村においては、介閥保険制度 の保険者として位置付けられているなど、福 祉・介護制度の実施主体としての立場から、 必要なサービス提供体制を確保するため、都 道府県の取組と連携し、ボランティア活動の 振興や広報活動等を通じて、福祉・介護サー ピスの意義や重要性についての啓発に努める とともに、従事者に対する研修の実施や相談 体制の整備、経営者や関係団体等のネット ワークの構築など、地域の特色を踏まえたき め細やかな人材確保の取組を進めていくこと が重要である。

#### 3 国の役割

国は、事業に係る費用の一部を負担すると ともに、福祉・介護制度等の制度を企画立案 し、基準・報酬等を策定するという役割を 担っている。

このため、人材を確保し、必要なサービス が国民に提供されるよう、国は、必要に応じ て、法人や施設の規模、種類等に応じた経営 の状況、従事者の労働環境、定藩状況等の実 態を把握する必要がある。

その結果を踏まえ、人材の確保のためにど のような政策が必要かを定期的に検討し、適 切に福祉・介護制度等の制度の設計・見直し や介護報酬等の設定を行う必要がある。

また、福祉・介護政策と教育政策とが連携 を図りつつ、ボランティア体験等を通じて、 生徒等の成長段階に応じて福祉・介護サービ スに接する機会を積極的に設けることによ り、国民一人一人が身近な問題として福祉・ 介護サービスに対する理解を深めていけるよ うな環境を整備していく必要がある。

これに加え、福祉・介護政策と労働政策と がそれぞれの役割を果たしつつ、連携して効 果的な人材確保の取組を推進していく必要が | 第5 指針の実施状況の評価・検証 ある。

さらに、経営者の指導監督、人材の質の向 上等に向けた関係者の取組への支援、福祉・ 介護サービスのイメージアップなどの対策を 迅速かつ適切に行っていく必要がある。

#### 4 國民の役割

国民は、福祉・介護サービスの利用者であ! ・ るとともに、福祉・介護サービスを支える税 や保険料の負担者としての役割を担ってい

これからの福祉・介職サービスは、利用者 自らのニーズに基づき、サービスを選択する ことを基本としており、質の高いサービスの 担い手の育成は、賢明な利用者の存在なくし て成り立たないものである。この意味で、図 民は消費者として質の高いサービスを選り分 けるとともに、こうしたサービスを伸ばして いくことに努めなければならず、そのために は必要な情報開示や相談体制の整備を経営者 や行政等に求めていくべきである。

また、我が国の福祉・介護制度は、国民が 拠出する公的な財源により運営されており、 国民一人一人がこれを大切に利用するという 節度ある利用者でなければならず、このよう な認識なしにサービスが利用されれば、真に 福祉・介護サービスが必要な利用者にサービ スが行き届かないおそれもある。このような 意味で、園民は福祉・介護サービスを上手く 利用しながら、自立した日常生活を営むこと を目指していくことが求められる。

さらに、福祉・介護サービスを支える税や 保険料の負担者としての立場から、園民は、 必要な福祉・介護サービスの盤や質の水準と 併せて、これを確保するために必要となる負 担の水準も考えていくことが求められる。

このほか、国民の生活を支えていくために は、公的な福祉・介護制度に基づく福祉・介 **躨サービスのみならず、地域社会等における** 支え合いを併せた盧屬的な支援体制を整備し ていくことも重要であり、國民は、ボランティ ア等への参画を通じて、こうした地域社会等 における支え合いを充実させていくことも重 要である。

国は、この指針が示す人材確保のために講ず べき措置について、福祉・介護制度の見直しの 状況を踏まえ、定期的にその実施状況を評価・ 検証し、必要に応じこの指針の見直しを行いつ つ、人材確保対策を確実に推進するものとする。

#### 扣口

#### 除権決定

次の中立人の中立てによって別紙目録表示の有 価証券はついて公示催告をしたところ、定められ た下記権利を争う旨の申述の終期までに適法に権 利を争う鼠の申述をし、かつ、有価証券を提出す る者がなかったので、前記の有価証券の無効を宣 煮する.

平成19年(人)第86号

申立人 別級当事者自録記載のとおり

権利を争う旨の関連の終期 平成19年8月8日

平成19年8月9日

(別紙) 当事者目録

東京都港区北晉山A3 丁目 6 番12号

申立人 三井物産 (ンターファッション株式会)

社:

代表者代表取締役 崇博

**申立人代理人介護士** 實際 勝久

遠藤 光一

東京簡易裁判所

資本 智子 梅林 和馬

上田/ 豊陽

(別紙) 目 録

船衛証券(英文) 3 通

証券番号 HKTYO0600138 船舶の名称 MOL GLOR'

V. 40148 運送品の種類 紳士用100%縮シャツ

運送品の個数 L3カートン

運送品の紀号 PURPLE & YELLO W STYLE NO. PO NO. OLOR SIZE QTY C. NO.

MADE IN CHINA

荷送人の商号 CHINA HILL ENT ERPRISES LTD.

荷受人の商号 三井物産インターファッション 株式会社

船積港 香港

船積年月日 2006年1月12日

### 社会福祉事業に従事する者の確保を 図るための措置に関する基本的な指針

### 前文

近年、我が国においては、少子高齢化の進行や世帯構成の変化、国民のライフスタイルの多様化等により、国民の福祉・介護サービスへのニーズ(以下「福祉・介護ニーズ」という。)がさらに増大するとともに、認知症等のより複雑で専門的な対応を必要とするニーズの顕在化等を背景として、質的にもより多様化、高度化している状況にある。

福祉・介護サービスを供給する各種の制度(以下「福祉・介護制度」 という。)は、この間様々な見直しが行われ、着実に充実してきている。 しかしながら、福祉・介護制度が国民の福祉・介護ニーズに応えるよう 十分機能していくためには、福祉・介護サービスを担う人材の安定的な 確保が前提となる。

他方、少子高齢化の進行等の下で、15歳から64歳までの者(以下「生産年齢人口」という。)の減少に伴い、労働力人口も減少が見込まれる一方、近年の景気回復に伴い、他の分野における採用意欲も増大している。また、福祉・介護サービス分野においては、高い離職率と相まって、常態的に求人募集が行われ、一部の地域や事業所では人手不足が生じているとの指摘もある。このような状況を考慮すると、福祉・介護サービス分野は最も人材の確保に真剣に取り組んでいかなければならない分野の一つであり、福祉・介護サービスの仕事がこうした少子高齢社会を支える働きがいのある、魅力ある職業として社会的に認知され、今後さらに拡大する福祉・介護ニーズに対応できる質の高い人材を安定的に確保していくことが、今や国民生活に関わる喫緊の課題である。

平成27年には、いわゆる団塊の世代の全員が高齢者(65歳以上の者をいう。以下同じ。)となり、これらの者が後期高齢者(75歳以上の者をいう。以下同じ。)となる平成37年には、全人口に占める高齢者人口の割合が3割を超えると見込まれることを見据え、社会福祉法人に限らず、営利法人や特定非営利活動法人等を含めた経営者(福祉・介護サービスに係る事業を経営する者をいい、この指針中、処遇の改善に係る部分を除き、福祉・介護サービスに係る事業を経営する場合の国及び地方公共団体を含む。以下同じ。)、福祉・介護サービスの増進に寄与する取組を行う法人又は団体(以下「関係団体等」という。)並びに国及び地方公共団体が、十分な連携の下、この指針に基づき、それぞれ必要な措置を講じ、福祉・介護サービス分野において質の高い人材の確保に努めることが重要である。

この指針は、社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 89 条第 1 項の規定に基づき、同法第 2 条に規定する社会福祉事業における人材確保を図るために定めるものである。一方、介護保険制度における居宅介護支援や訪問リハビリテーション、特定施設入居者生活介護等社会福祉事業には該当しないが社会福祉事業と密接に関連するサービスが拡大している。これらのサービスは社会福祉事業と不可分に運営される場合もあり、同様に国民の福祉・介護ニーズに対応していることから、社会福祉事業とこれらのサービスを合わせ、一体的な人材の確保に努めることが必要となってきている。このため、社会福祉事業には該当しないが社会福祉事業と密接に関連するサービスについても、この指針が人材確保のための取組の参考となるものとの認識の下、この指針では、これらのサービスを合わせて、「福祉・介護サービス」と総称し、人材確保のための取組を共通の枠組みで整理することとする。

### 第1 就業の動向

### 1 労働市場全体における就業の現況と今後の見通し

国立社会保障・人口問題研究所による「日本の将来推計人口」(以下「将来推計人口」という。)(平成18年12月推計)の中位推計(以下「平成18年12月推計」という。)によれば、少子化の進行等により、生産年齢人口は平成17年の約8,442万人から、いわゆる団塊の世代の全員が65歳以上となる平成27年には約7,681万人にまで減少するものと見込まれており、これに伴い、労働力人口も減少することが見込まれている。

### 2 福祉・介護サービスにおける就業の現況

現に福祉・介護サービスに従事する者(以下「従事者」という。)は、 平成17年現在で約328万人であるが、介護保険制度の創設や障害者福祉制度の見直し等による福祉・介護サービスの質の充実、量の拡大に伴い、その数は急速に増加しており、平成5年と比べて約4.6倍となっている。とりわけ高齢者に関連するサービスに従事する者の伸びは著しく、平成5年の約17万人と比べて、平成17年には約197万人と、約12倍に達しており、従事者の多数を占めている。

さらに、従事者の特徴として、

- ① 女性の占める割合が高く、介護保険サービスにおいては、平成16 年の実績で約8割を占めていること
- ② 非常勤職員の占める割合が近年増加してきており、介護保険サービスにおいては、平成17年の実績で約4割、このうち、訪問介護サービスについては非常勤職員が約8割を占めていること

- ③ 入職率及び離職率が高く、平成16年における介護保険サービスに 従事する介護職員の数に対するその後1年間の採用者数の割合は約 28%、離職者数の割合は約20%であること
- ④ 給与の水準は、業務内容や勤続年数等を勘案して、経営者と従事者との間の契約で決められるものであり、その高低について一律に比較を行うことは困難であるが、例えば平成17年においては、従事者の給与の平均を他の分野を含む全労働者の給与の平均と単純に比較すると、低い水準にあること

等が挙げられる。

このように、従事者が着実に増加しているにもかかわらず、離職率が高く、労働移動が激しい状況にあることから、常態的に求人募集が行われることもあり、介護関連職種の平成18年度における有効求人倍率は、パートタイムを除く常用で1.22倍、常用的パートタイムで3.08倍と、全職種(パートタイムを除く常用で0.92倍、常用的パートタイムで1.35倍)と比較して高い水準にあり、特にパートタイムにおける労働需要は大きなものとなっている。

介護の専門職である介護福祉士についてみると、介護保険サービスに従事する介護職員のうち、その占める割合が介護保険施設においては約4割、居宅サービスにおいては約2割に達している中、介護の現場では介護職員の量的確保にとどまらず、専門性の高い人材が求められている。一方で、平成17年までに介護福祉士の国家資格を取得している者約47万人のうち、実際に福祉・介護サービスに従事しているものは約27万人に留まっており、いわゆる「潜在的介護福祉士」が多数存在している。

また、相談援助の専門職である社会福祉士についてみると、従来の福祉・介護サービス分野における相談援助にとどまらず、保健医療、司法、教育など多様な分野との連携のほか、地域包括支援センターの職員の任用資格として位置付けられるなど、地域における福祉・介護

サービス資源の開発又は活用についての幅広い活動が期待されている。 その一方で、社会福祉士の社会的な認知度が必ずしも高くないことも あり、その任用が進んでいないなど、社会福祉士の有する専門性が有 効に活用されているとはいえない状況にある。

さらに、保育士については、保育所の入所児童に対する保育業務以外にも、地域住民の子育てに関する相談業務を始めとする地域の子育て支援など、その活躍の領域が拡大しており、多様化する業務内容に対応できる資質の高い保育士の確保が求められている。

### 3 福祉・介護サービスにおける今後の就業の見通し

今後の後期高齢者人口は、将来推計人口(平成14年1月推計)の中位推計によれば、平成16年の約1,110万人から平成26年には約1,530万人(平成18年12月推計によれば、約1,600万人)に達すると見込まれるとともに、介護保険制度における要介護認定者及び要支援認定者は、平成16年の約410万人から、平成26年には約600万人から約640万人に達すると見込まれ、今後、高齢者に対する介護保険サービスの需要がますます拡大していくこととなる。

また、障害福祉サービスを利用する障害者についても、平成17年の約40万人から平成23年には約60万人に達すると見込まれ、高齢者と同様、障害者に対する障害福祉サービスの需要もますます拡大していくこととなる。

さらに、保育分野については、女性の就業継続の希望を実現する観点から、特に3歳未満の児童の保育サービスの拡充が求められており、「子ども・子育て応援プラン」(平成16年少子化社会対策会議決定)において、保育所の受入れ児童数を平成21年度までに約215万人に拡大することとされるなど、保育サービスの需要も今後さらに拡大していくことが見込まれる。

このように、今後、これら以外の分野も含め、少子高齢化の進行や 世帯構成の変化、国民のライフスタイルの多様化等に対応して、多様 な福祉・介護サービスの需要の拡大が見込まれている。

こうした状況の中で、例えば将来必要となる介護保険サービスに従 事する介護職員については、平成 16 年の約 100 万人から、平成 26 年 には、

- ① 仮に後期高齢者人口の伸びに比例して職員数が増加することとした場合、約140万人に、
- ② 仮に要介護認定者数の伸びに比例して職員数が増加することとした場合、約150万人から約160万人に、

増加するものと見込まれ、少なくとも今後 10 年間に、約 40 万人から 約 60 万人の介護職員の確保が必要となる。また、この介護職員数を労働力人口に占める割合として示せば、平成 16 年の約 1.5%から、平成 26 年には、約 2.1%から約 2.4%にまで増加するものと見込まれる。これに加えて、福祉・介護サービス分野においては、従事者に占める離職者の割合が全労働者に占める離職者の割合と比較して高いことや平成 27 年までに福祉・介護サービス分野においても団塊の世代が退職していくことから、これらの離職者を補充する人材等の確保が相当数必要となる。

### 第2 人材確保の基本的考え方

第1で述べた状況を踏まえれば、今後ますます拡大していく国民の福祉・介護ニーズに対応していくためには、福祉・介護サービス分野において、他の分野と比較しても特に、人材を安定的に確保していくことが求められている。福祉・介護サービス分野において、将来にわたって安定的に人材を確保していくためには、例えば、主に若年期に入職して正規雇用で長期間にわたり就労する者、ライフスタイルに対応した多様な雇用形態で就労を希望する者など、様々な就労形態の従事者がいることを念頭に置きつつ、人材を確保していくために必要な対策を重層的に講じていくことが必要である。

このため、就職期の若年層を中心とした国民各層から選択される職業となるよう、他の分野とも比較して適切な給与水準が確保されるなど、労働環境を整備する必要がある。また、従事者のキャリアアップの仕組みを構築するとともに、国家資格等を取得するなど、高い専門性を有する従事者については、その社会的な評価に見合う処遇が確保され、従事者の努力が報われる仕組みを構築する必要がある。

さらに、今後の少子高齢社会を支える働きがいのある仕事であること を積極的に周知・広報することを通じて、福祉・介護サービスの仕事が 魅力ある職業として社会的に認知されていくことが重要である。

こうした取組と併せて、介護福祉士や社会福祉士、ホームヘルパー等の資格を有していながら実際に福祉・介護サービス分野に就業していない者(以下「潜在的有資格者」という。)が多数存在すること等を踏まえ、こうした潜在的有資格者等の掘り起こし等を通じて、これらの者の活用を促進するとともに、多様な人材を確保する観点から、福祉・介護サービス以外の他の分野に従事する者や高齢者等の参入・参画の促進を図ることも重要である。

こうした観点に立って、福祉・介護サービス分野における人材の確保 のための視点を整理すれば、

- ① 就職期の若年層から魅力ある仕事として評価・選択されるようにし、 さらには従事者の定着の促進を図るため、「労働環境の整備の推進」を 図ること
- ② 今後、ますます増大する福祉・介護ニーズに的確に対応し、質の高いサービスを確保する観点から、従事者の資質の向上が図られるよう、「キャリアアップの仕組みの構築」を図ること
- ③ 国民が、福祉・介護サービスの仕事が今後の少子高齢社会を支える働きがいのある仕事であること等について理解し、福祉・介護サービス分野への国民の積極的な参入・参画が促進されるよう、「福祉・介護サービスの周知・理解」を図ること
- ④ 介護福祉士や社会福祉士等の有資格者等を有効に活用するため、潜在的有資格者等の掘り起こし等を行うなど、「潜在的有資格者等の参入の促進」を図ること
- ⑤ 福祉・介護サービス分野において、新たな人材として期待されるのは、他分野で活躍している人材、高齢者等が挙げられ、今後、こうした「多様な人材の参入・参画の促進」を図ることなどが挙げられる。

これらの視点に立った具体的対策を着実に講ずることにより、必要な人材を確保することが可能と考えられ、まずは、こうした視点に立って、関係者が第3に掲げる事項に総力を挙げて取り組み、国内における労働力を確保していくことが重要であり、当面、福祉・介護ニーズの一層の拡大が見込まれる、いわゆる団塊の世代の全員が高齢者となる平成27年を見据えて、重点的に取り組む必要がある。

なお、今後、国内の労働力のみでこうしたニーズに対応する人材を広 く確保していくことは困難であり、外国人労働者の受入れは不可避では ないかとの問題提起もある。これについては、労働市場への影響、滞在

### 第3 人材確保の方策

第2で述べた視点を踏まえて、福祉・介護サービス分野における必要な人材を確保するには、関係者は特に以下に掲げる5項目に総力を挙げて取り組むことが重要である。なお、括弧内は、各事項において取り組むべき主体を示している。

### 1 労働環境の整備の推進等

### (1) 労働環境の改善

### (1) 給与等

- ア キャリアと能力に見合う給与体系の構築等を図るとともに、他 の分野における労働者の給与水準、地域の給与水準等も踏まえ、 適切な給与水準を確保すること。なお、給与体系の検討に当たっ ては、国家公務員の福祉職俸給表等も参考とすること。(経営者、 関係団体等)
- イ 質の高い福祉・介護サービスを提供するためには、質の高い人 材を確保する必要があることを踏まえ、従事者に対する事業収入 の適切な配分に努めること。(経営者、関係団体等)
- ウ 従事者の定着の状況等を勘案し、必要に応じ、従事者に対する 事業収入の配分の状況についての実態を把握し、福祉・介護サー ビス分野における経営者の全般的な状況や個別の優良事例等を公 表すること。(国、地方公共団体)

### ② 介護報酬等の設定

ア 給与、物価等の経済動向や地域間の給与の格差等を勘案しつつ、 従事者の給与等の水準や事業収入の従事者の給与等への分配状況 を含め、経営実態や従事者の労働実態を把握すること等を通じて、 国民の負担している保険料等の水準にも留意しながら、適切な水準 の介護報酬等を設定すること。(国、地方公共団体)

イ キャリアと能力に見合う給与体系の構築等の観点から、介護福祉 士や社会福祉士等の専門性の高い人材を配置した場合の介護報酬 等による評価の在り方について検討を行うこと。(国、地方公共団 体)

### ③ 労働時間等

- ア 週40時間労働制の適用されていない小規模の事業所における 週40時間労働制の導入、完全週休2日制の普及など、労働時間 の短縮の推進に努めること。また、仕事と家庭の両立が図られる よう、計画的付与等による有給休暇の完全取得を目指した取組や 育児休業・介護休業の取得、職場内保育の充実等を推進すること。 (経営者、関係団体等、国、地方公共団体)
- イ 従事者に過重な業務の負担を強いることのないよう、適切な勤 務体制を確保すること。(経営者、関係団体等)

### ④ 労働関係法規の遵守等

- ア 労働基準法 (昭和 22 年法律第 49 号) や労働安全衛生法 (昭和 47 年法律第 57 号) 等の労働関係法規を遵守すること。(経営者、関係団体等)
  - イ 短時間労働者については、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成5年法律第76号)に基づき、通常の労働者との均衡を考慮しつつ、短時間労働者の職務の内容や職務の成果、経験等を勘案し、その賃金や教育訓練の実施その他の待遇を決定するなど、多様な人材がそれぞれの希望に応じ、その有する能力を一層発揮できる雇用環境を整備すること。(経営者、関係団体等)
  - ウ 労働関係法規や福祉・介護制度関連法規等の法令を遵守した適切

な運営が確保されるよう、経営者の指導監督等を行うこと。(国、 地方公共団体)

### ⑤ 健康管理対策等

- ア 従事者が心身ともに充実して仕事ができるよう、より充実した 健康診断を実施することはもとより、腰痛対策等の健康管理対策 の推進を図ること。(経営者、関係団体等、国、地方公共団体)
- イ 従事者のストレスを緩和し、心の健康の保持増進を図る観点から、相談体制を整備するなど、メンタルヘルス対策等の推進を図ること。(経営者、関係団体等、国、地方公共団体)
- ウ 利用者の安全を確保し、従事者が安心して仕事ができるよう、 日頃より医療機関や保健所等との連携に努めるとともに、手洗い や消毒の励行等の感染症対策の推進を図ること。(経営者、関係団 体等、国、地方公共団体)

### ⑥ 職員配置

従事者の労働の負担を考慮し、また、一定の質のサービスを確保 する観点から、職員配置の在り方に係る基準等について検討を行う こと。(国)

### ⑦ 福利厚生

従事者の余暇活動や日常生活に対する支援を行うなど、従事者の ニーズに的確に対応した福利厚生事業の推進を図ること。(経営者、 福利厚生センターその他の関係団体等)

### ⑧ 適正な雇用管理の推進

経営者に対する雇用管理に関する相談事業、介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成4年法律第63号)に基づく助成金の

活用の促進、福祉・介護サービスの実態に応じた雇用管理の好事例 の情報提供等に取り組むこと。(経営者、介護労働安定センターその 他の関係団体等)

### ⑨ 業務の省力化等

- ア I T技術や自助具を含む福祉用具の積極的な活用等を通じて、 業務の省力化に努めること。(経営者、関係団体等、国、地方公共 団体)
- イ サービスの提供に関する記録等の各種書類の作成に係る事務の 効率化・簡素化に努めること。(経営者、関係団体等、国、地方公 共団体)

### ⑩ その他

従事者の育児休業や研修受講等の事情により、欠員が生じる場合 に、円滑に代替職員が確保できるよう、支援すること。(福祉人材セ ンター、福祉人材バンクその他の関係団体等)

### (2) 新たな経営モデルの構築

- ① 福祉・介護サービスが人によって支えられる事業であることを踏まえ、福祉・介護サービスを行うのにふさわしい経営理念を確立するとともに、質の高いサービスを確保する観点から、サービスの内容に応じた採用方針や育成方針の確立など、明確な人事戦略を確立すること。(経営者、関係団体等)
- ② 現状において多数を占める小規模かつ脆弱な経営基盤からの脱却 を図るため、複数の福祉・介護サービスの実施又は従事者の共同採 用や人事交流、資材の共同購入、設備の共同利用など経営者間のネ

- ットワークの構築を進めること等により、経営基盤を強化すること。 (経営者、関係団体等)
- ③ 管理者等が労働環境の改善やキャリアアップの仕組みの構築等の 取組の重要性を十分認識すること等を通じて、質の高い人材を確保 し、質の高いサービスを提供するための組織体制を確立すること。 (経営者、関係団体等)
- ④ 福祉・介護制度の下で、柔軟かつ創意工夫を活かした経営を行う ことができるよう、社会福祉法人制度改革等の規制改革を推進する こと。(国、地方公共団体)
- ⑤ 経営主体や事業の規模・種類、地域特性に応じた経営の実態を把握するとともに、これらを踏まえた福祉・介護サービスを行うのにふさわしい経営理念や経営の在り方を研究し、先進的な取組についての周知を図るなど、その成果について普及を図ること。(関係団体等、国、地方公共団体)
- ⑥ 福祉・介護サービスに係る事業の施設・設備の整備や事業の運営 に係る融資を行うほか、経営の安定化に資するため、経営診断事業 等を推進すること。(独立行政法人福祉医療機構その他の関係団体 等)

### (3) 介護技術等に関する研究及び普及

① 利用者の自立を支援し、より質の高い福祉・介護サービスを提供する観点から、自助具を含む福祉用具や住環境の整備等の研究を行うとともに、その成果について普及を図ること。(経営者、関係団体等、国、地方公共団体)

### 2 キャリアアップの仕組みの構築

- ① 質の高い介護福祉士や社会福祉士、保育士等を確保する観点から、 資格制度の充実を図り、その周知を行うこと。また、有資格者等の キャリアを考慮した施設長や生活相談員等の資格要件の見直しや社 会福祉主事から社会福祉士へのキャリアアップの仕組みなど、福 祉・介護サービス分野における従事者のキャリアパスを構築するこ と。(経営者、関係団体等、国、地方公共団体)
- ② 福祉・介護サービス分野におけるキャリアパスに対応した生涯を 通じた研修体系の構築を図るとともに、施設長や従事者に対する研 修等の充実を図ること。(経営者、職能団体その他の関係団体等、国、 地方公共団体)
- ③ 従事者のキャリアアップを支援する観点から、働きながら介護福祉士、社会福祉士等の国家資格等を取得できるよう配慮するとともに、従事者の自己研鑽が図られるよう、業務の中で必要な知識・技術を習得できる体制(OJT)や、職場内や外部の研修の受講機会等(OFF-JT)の確保に努めること。(経営者、関係団体等)
- ④ 従事者のキャリアアップを支援する観点から、労働者の主体的な 能力開発の取組を支援する教育訓練給付制度を適切に運営すること。(国)
- ⑤ 従事者の多様な業務を経験する機会を確保する観点から、経営者間のネットワークを活かした人事交流等を通じて、人材の育成を図ること。(経営者、関係団体等)

### 3 福祉・介護サービスの周知・理解

- ① 教育機関等が生徒等に対して、ボランティア体験の機会を提供するなど、成長段階に応じて福祉・介護サービスの意義や重要性についての理解と体験ができるよう、働きかけを行うこと。(経営者、関係団体等、国、地方公共団体)
- ② 福祉・介護サービスの職場体験の実施、マスメディアを通じた広報活動、これらを重点的に実施する期間の設定等、関係各機関の連携の下、若年層を始めとする幅広い層に対し、認知症等の福祉・介護サービスの利用者やこうした利用者を支える福祉・介護サービスについての理解を求めること。(経営者、職能団体、養成機関の団体その他の関係団体等、国、地方公共団体)
- ③ 施設の地域開放やボランティアの受入れ、地域活動への積極的な 参加など、地域との交流を図ること。(経営者、関係団体等)
- ④ 将来を担う人材を育てていくことが、福祉・介護サービスや経営者の社会的な評価を高めていくことにつながるという観点に立って、福祉・介護サービス分野への就業を目指す実習生を積極的に受け入れるとともに、実習を受け入れる施設における適切な受入体制を確保すること。(経営者、関係団体等、国、地方公共団体)

### 4 潜在的有資格者等の参入の促進等

(1) 介護福祉士や社会福祉士等の有資格者の活用等の促進

介護福祉士や社会福祉士等の資格制度の普及を図るとともに、これらの有資格者の活用等の促進を図ること。(経営者、関係団体等、国、地方公共団体)

### (2) 潜在的有資格者等の参入の促進

- ① 潜在的有資格者等について、就業の現状や離職の理由、福祉・介 護サービス分野への再就業の意向等の実態を把握すること。(関係団 体等)
- ② 潜在的有資格者等に対して、就職説明会の実施等を通じて、関心を喚起し、福祉・介護サービス分野への再就業を働きかけること。(福祉人材センター、福祉人材バンクその他の関係団体等)
- ③ 潜在的有資格者等のうち、再就業を希望するものに対して、再就 業が円滑に進むよう、関係団体等や公共職業安定所等との十分な連 携による無料職業紹介等の実施や再教育等を通じて、就業の支援に 取り組むこと。(福祉人材センター、福祉人材バンクその他の関係団 体等、国)
- ④ 福祉・介護サービス分野へ就業した潜在的有資格者等について、 将来にわたって安定的に仕事ができるよう、相談体制を整備するな ど、その定着の支援に取り組むこと。(福祉人材センター、福祉人材 バンクその他の関係団体等)

### 5 多様な人材の参入・参画の促進

- (1) 福祉・介護サービス以外の他の分野に従事する人材の参入の促進
- ① 多様な人材を確保する観点から、福祉・介護サービス以外の他の 分野に従事する者等に対して、就職説明会の実施等を通じて、福祉・ 介護サービス分野への関心を喚起し、就業を働きかけること。(福祉 人材センター、福祉人材バンクその他の関係団体等)
- ② 福祉・介護サービス以外の他の分野に従事する者等のうち、福祉・ 介護サービス分野への就業を希望するものに対して、関係団体等と 公共職業安定所等との十分な連携による無料職業紹介等の実施を通 じて、就業の支援に取り組むこと。(福祉人材センター、福祉人材バ ンクその他の関係団体等、国)
- ③ 福祉・介護サービス以外の他の分野に従事していた者等で、福祉・ 介護サービス分野へ就業したものについて、将来にわたって安定的 に仕事ができるよう、相談体制を整備するなど、その定着の支援に 取り組むこと。(福祉人材センター、福祉人材バンクその他の関係団 体等)
- ④ 利用者のサービスの選択に資することを目的とした第三者評価結果の公表や情報開示等は、福祉・介護サービス分野への就業を希望する者にとっても就業先の選択に資するものであることを踏まえ、これらの推進を図ること。(経営者、関係団体等、国、地方公共団体)

### (2) 高齢者等の参入・参画の促進等

① 高齢者に対する研修等を通じて、高齢者が福祉・介護サービス分野へ就業しやすい、又は、ボランティアとして参画しやすい環境を

整えるほか、これまでの就業経験の中で培ってきた経理や労務管理等の専門的知識・技能の活用を図ること。(経営者、関係団体等、国、地方公共団体)

- ② 障害者に対し、就労支援を含む様々な支援を通じて、障害者が自 らの能力を十分に発揮できる社会参加の活動の一つとして、福祉・ 介護サービス分野への参入・参画を促進すること。(経営者、関係団 体等、国、地方公共団体)
- ③ 日比経済連携協定等に基づく外国からの介護福祉士等の受入れに 当たっては、国内における従事者との均衡待遇を確保するなど、外 国人介護福祉士等の受入れが適切に行われ、現場に混乱が生ずるこ とのないよう、十分な研修体制や指導体制等を構築すること。(経営 者、関係団体等、国)

福祉・介護サービスの最大の基盤は人材であり、質の高い人材が集まらなければ、質の高いサービスの提供は困難となるという考え方の下に、 経営者、関係団体等並びに国及び地方公共団体がそれぞれの役割を果た し、処遇の改善等に取り組むことが重要である。

これらの関係者が十分な連携を図りつつ、さらには国民の参加も得ながら、国民的な課題として、21世紀を担う福祉・介護サービス分野の人材の量と質を高めていくため、誰もが生き生きと働ける魅力ある福祉・介護サービス分野の職場を確立するとともに、その社会的な評価の向上を図ることに取り組んでいく必要がある。

それぞれの役割については、以下のとおりとする。

### 1 経営者及び関係団体等の役割

経営者は、健全な経営を維持し、従事者を雇用する立場から、適正な給与水準の確保を始めとする労働環境の改善や従事者のキャリアアップの支援等を行っていくことにより、一人一人の従事者がその能力を最大限に発揮することができる働きやすい環境の整備を行う役割を担っている。

特に、福祉・介護サービスに係る事業の経営においては、人材の質がサービスの質に大きな影響を与えることから、福祉・介護サービスの利用者に対して、人材というサービスの提供基盤を最大限に活かして、質の高いサービスを提供していくことが重要である。

また、経営者は、経営理念に裏打ちされた人事制度の改革や経営者間のネットワークの構築、関係団体等による活動への協力を最大限行う必要がある。

さらに、現在、国民は、経営状況やサービスの提供体制等の施設運営の状況についての実態を必ずしも十分に把握できる状況にはないことから、経営者は、積極的にこれらの情報を開示していくことも必要である。

他方、関係団体等は、個々の経営者や従事者のレベルでは対応する ことが難しい課題について、経営者や従事者の取組を支援するなど、 それぞれが果たすべき役割を着実に推進する必要がある。

### 2 地方公共団体の役割

地方公共団体は、事業者の指定や指導監督を行い、地域の実情に応じて、住民に対し必要な福祉・介護サービスを確保するための計画を 策定するほか、事業に係る費用の一部を負担する等の役割を担っている。

このため、地方公共団体は、福祉・介護制度関連法規等の法令を遵守した適切な運営が確保されるよう、経営者に対する指導監督を行うとともに、福祉・介護サービスに関わる法人、施設、関係団体等の取組を把握しながら、個々の経営者では対応が難しい人材確保の取組や研修の実施など人材の質的向上を支援していく必要がある。

特に、都道府県においては、雇用情勢を踏まえ、従事者の需給状況 や就業状況を把握するとともに従事者に対する研修体制の整備、経営 者や関係団体等のネットワークの構築など、広域的な視点に立って、 市区町村単位では行うことが難しい人材確保の取組を進めていくこと が重要である。

また、市区町村においては、介護保険制度の保険者として位置付けられているなど、福祉・介護制度の実施主体としての立場から、必要なサービス提供体制を確保するため、都道府県の取組と連携し、ボランティア活動の振興や広報活動等を通じて、福祉・介護サービスの意

義や重要性についての啓発に努めるとともに、従事者に対する研修の 実施や相談体制の整備、経営者や関係団体等のネットワークの構築な ど、地域の特色を踏まえたきめ細やかな人材確保の取組を進めていく ことが重要である。

### 3 国の役割

国は、事業に係る費用の一部を負担するとともに、福祉・介護制度 等の制度を企画立案し、基準・報酬等を策定するという役割を担って いる。

このため、人材を確保し、必要なサービスが国民に提供されるよう、 国は、必要に応じて、法人や施設の規模、種類等に応じた経営の状況、 従事者の労働環境、定着状況等の実態を把握する必要がある。

その結果を踏まえ、人材の確保のためにどのような政策が必要かを 定期的に検討し、適切に福祉・介護制度等の制度の設計・見直しや介 護報酬等の設定を行う必要がある。

また、福祉・介護政策と教育政策とが連携を図りつつ、ボランティア体験等を通じて、生徒等の成長段階に応じて福祉・介護サービスに接する機会を積極的に設けることにより、国民一人一人が身近な問題として福祉・介護サービスに対する理解を深めていけるような環境を整備していく必要がある。

これに加え、福祉・介護政策と労働政策とがそれぞれの役割を果たしつつ、連携して効果的な人材確保の取組を推進していく必要がある。

さらに、経営者の指導監督、人材の質の向上等に向けた関係者の取組への支援、福祉・介護サービスのイメージアップなどの対策を迅速かつ適切に行っていく必要がある。

### 4 国民の役割

国民は、福祉・介護サービスの利用者であるとともに、福祉・介護サービスを支える税や保険料の負担者としての役割を担っている。

これからの福祉・介護サービスは、利用者自らのニーズに基づき、サービスを選択することを基本としており、質の高いサービスの担い手の育成は、賢明な利用者の存在なくして成り立たないものである。この意味で、国民は消費者として質の高いサービスを選り分けるとともに、こうしたサービスを伸ばしていくことに努めなければならず、そのためには必要な情報開示や相談体制の整備を経営者や行政等に求めていくべきである。

また、我が国の福祉・介護制度は、国民が拠出する公的な財源により 運営されており、国民一人一人がこれを大切に利用するという節度ある 利用者でなければならず、このような認識なしにサービスが利用されれ ば、真に福祉・介護サービスが必要な利用者にサービスが行き届かない おそれもある。このような意味で、国民は福祉・介護サービスを上手く 利用しながら、自立した日常生活を営むことを目指していくことが求め られる。

さらに、福祉・介護サービスを支える税や保険料の負担者としての立場から、国民は、必要な福祉・介護サービスの量や質の水準と併せて、これを確保するために必要となる負担の水準も考えていくことが求められる。

このほか、国民の生活を支えていくためには、公的な福祉・介護制度 に基づく福祉・介護サービスのみならず、地域社会等における支え合い を併せた重層的な支援体制を整備していくことも重要であり、国民は、 ボランティア等への参画を通じて、こうした地域社会等における支え合い を充実させていくことも重要である。

### 社会福祉法

(基本指針)

- 第89条 <u>厚生労働大臣は、社会福祉事業が適正に行われることを確保するため、社会福祉事業に従事する者以下この。章[22613]で、社会福祉事業従事者にという。)の確保及び国民の社会福祉に関する活動への参加の促進を図るための措置</u>
- に関する基本的な指針(以下「基本指針」という。)を定めなければならない。
- 2 基本指針に定める事項は、次のとおりとずる。
- ー 社会福祉事業従事者の就業の動向に関する事項
- 二 社会福祉事業を経営する者が行う。社会福祉事業従事者に係る処遇の改善 (国家公務員及び地方公務員である者に係るものを除く。)及び資質の向上並び に新規の社会福祉事業従事者の確保に資する措置その他の社会福祉事業従事者 の確保に資する措置の内容に関する事項
- 三 前号に規定する措置の内容に関して、その適正かつ有効な実施を図るために 必要な措置の内容に関する事項
- 四 国民の社会福祉事業に対する理解を深め、国民の社会福祉(2関する活動への 参加を促進するために必要な、措置の内容に関する事項
  - 3 厚生労働大臣は心基本指針を定め、又はこれを変更しようとするときは心あっかじめ、総務大臣に協議するとともに、社会保障審議会及び都道府県の意見を聴かなければならない。
  - 4 厚生労働大臣は、基本指針を定め、文はこれを変更したときは、遅滞なく

### 旧「福祉人材確保指針」の概要 (平成5年4月14日厚生省告示第116号)

#### 1 現状と今後の見通し

- ◎ 福祉サービスの質の向上と量的拡充のために人材確保が不可欠
- ◎ 今後、若年労働力人口の減少が予想される中で、社会福祉分野での労働力需要は 急増
  - ・ 社会福祉事業全体で平成2年現在75万人の従事者を、平成12年(2000年)に は111万人程度確保する必要

#### 2 社会福祉事業従事者確保の目標

- ① 専門的知識・技術と豊かな人間性を備えた資質の高い人材を早急に養成
- ② 処遇の改善等により、魅力ある職場づくりを推進し、必要な人材を確保
- (3) ①及び②により、国民のニーズに対応した適切なサービスを提供

#### 3 具体的措置

経営者は、人材確保のための措置に積極的に取り組む。これに対し、国及び地方公 共団体は、措置費の改善、福祉人材センター事業の拡充、福利厚生センターの設立を 始めとする支援措置を講ずる。

- ◎ 養成力の強化・従事者の資質の向上
  - 介護福祉士等福祉専門職の養成力の強化
  - ・ 生涯にわたる研修体系の確立
- ◎ 職務の困難性、専門性を適切に評価した、賃金、労働時間、福利厚生等の改善
  - 適切な給与水準の確保
  - · 週40時間労働制の実現
  - 年次有給休暇の完全取得
  - 夜間勤務、祝日勤務の負担軽減
- ◎ 業務体制の兇直し、業務の省力化、サービスの向上
  - 夜勤、宿日直勤務のみを行う介護職員の採用
  - 短時間就労、特定時間就労等従事者が受け入れやすい多様な勤務体制の整備
  - ・ 福祉サービスの評価基準の確立と業務のマニュアル化、効率化
  - 介護機器の活用、事務の電算化

#### ◎ 就業の促進

- ・ 福祉人材センターを通じた、就労あっせん、人材掘り起こしの促進
- 男性の参入の促進
- ◎ 従事者の社会的評価の向上
- ◎ 社会福祉法人の経営の多角化、経営基盤の強化

### 福祉部会意見書における指摘

介護福祉士制度及び社会福祉士制度の在り方に関する意見(平成18年12月12日)(抜粋)

#### 第1 介護福祉士制度の在り方について

- Ⅳ 介護の担い手の人材確保
- 介護の担い手の人材確保については、介護福祉士の資格を取得している者のうち、実際には就業していない者も多い現状を踏まえ、総合的な福祉人材確保対策を講じていくべきであり、引き続き本部会において審議を行い、社会福祉法に基づく「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針」の見直し等について、検討を行っていくこととするが、これまでに行われた護論を整理すると、以下のとおりとなる。
- 介護福祉士資格取得者には、資格取得後のOJTのほか、生涯にわたって自己研鑽し、介護の専門的な能力の向上に努めることが求められていることから、生涯を通じた能力開発とキャリアアップへの支援を行っていくことが重要である。

このため、職能団体等による資格取得後の研修の実施に向けた取組等による体制の整備のほか、介護福祉士を雇用する事業者の側においても、介護福祉士の研修機会を確保するような積極的な取組が求められる。

- また、介護職員の就労状況については、
  - ・ 全産業の平均的な離職率に比べ、離職率が高い
  - 賃金の水準が業務内容に見合った水準になっていないのではないか
  - 規模の小さい事業所においては、福利厚生の充実が困難である
  - ・ 仕事のやりがいや処遇等を理由に転職する者がいる一方、他分野からの転職も多い
  - といった特徴が指摘されている。

このため、介護労働者の雇用管理の改善、能力開発等の取組の推進、福利厚生センターの活用等による福利厚生の充実、都道府県人材センター等による無料職業紹介事業や潜在マンパワーの掘り起こし、介護業務の社会的評価の充実、優れた人材の確保・育成に重点を置いた経営モデルへの転換等に取り組んでいくべきである。さらに、介護保険制度等の中でも介護福祉士を積極的に位置付けていくべきであり、介護報酬等において評価を行うことも含め、サービスの質に応じた評価の仕組みを構築していく観点から検討を行っていくべきである。

### 福祉部会における福祉人材確保指針に関する審議経過

#### 第1回 平成19年3月29日

・「人材確保指針の見適しについて」(旧人材確保指針の概要)、財団法人介護労働安定センター 野寺康幸選事長、 社会福祉法人大阪府福祉人材センター、上田哲夫所長からのプレゼンテーション 等

#### 第2回 平成19年4月20日

「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針について」(人材確保指針を取巻く 状況)、社会福祉法人機浜長寿会 接原正治理事長、特別養護を人ホーム「まどかの郷」 太田二郎施設長からの プレゼンテーション 等

#### 第3回 平成19年5月30日

・「人材確保指針の見直しについて(機論のたたき台)」(骨子薬)等

(第3回の議論を踏まえ、一部修正をした骨子案により、国民への意見募集(平成19年6月8日~平成19年6月21日)、都道府県への意見照金を実施。)

### 第4回 平成19年7月4日

・「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針(案)について」(改正案)等

### 第5回 平成19年7月26日

・ 厚生労働省からの諮問、福祉部会として了承

#### 平成19年8月1日

・ 社会保障審議会からの答申

### **社会保障審議会福祉部会名簿**

.	氏 名	
	石 原 美智子	株式会社新生メディカル代表取締役
	石橋真二	社団法人日本介護福祉士会会長
	井 部 俊 子	型路加看護大学学長
	いわた まさみ	日本女子大学人間社会学部教授
0	えぐき やすひこ	
	江 草 安 彦	社団法人日本介護福祉士養成施設協会名誉会長(社会福祉法人旭川荘名誉理事長)
	小島茂	日本労働組合総連合会総合政策局生活福祉局長
0	京極高宣	国立社会保障・人口問題研究所所長
	鴻江 圭子	社団法人全国老人福祉施設協議会副会長(委員就任時)
-	(~平成19年5月29日)	
	木 間 昭 子	NPO法人高齢社会をよくする女性の会理事
	駒村康平	慶應義塾大学経済学部教授
	白澤政和	社団法人日本社会福祉士養成校協会会長 (大阪市立大学大学院教授)
`	高岡國士	全国社会福祉施設経営者協議会会長 (社会福祉法人成光苑理事長)
	つる なぉぁ ŧ 鶴 直 明	社団法人日本経済団体連合会社会保障委員会 医療改革部会委員
	中島隆信	慶應義塾大学商学部教授
	なくだ とみかず 福 田 富 一	栃木県知事
	堀 田 力	財団法人さわやか福祉財団理事長
	村尾俊明	社団法人日本社会福祉士会会長
:	森 貞 述	全国市長会介護保険対策特別委員会副委員長 (愛知県高浜市長)
	古 岡 正 <b>勝</b> (平成19年5月30日~)	社団法人全国老人福祉施設協議会副会長

(五十音順・敬称略)

注)◎は部会長、○は部会長代理。

## 福祉人材確保指針の見直しの概要

### 1. 見直しの背景

- O:指針が制定された平成5(1993)年以降の社会福祉を取り巻く状況の変化の中で。福祉・ 介護ニーズがさらに増大するとともに、質的にも多様化・高度化。
- ① 少子高齢化の進行等の下で生産年齢人口が減少し、労働力人口も減少が見込まれる一方、近年の景気回復に伴い他の産業分野における採用意欲も増大している。福祉・介護 サービス分野においては、高い離職率と相まって常態的に求人募集が行われ、一部の地域 や事業所では人手不足が生じている。

このような中で、福祉・介護ニーズに的確に対応できる人材を安定的に確保していくために 経営者、関係団体等並びに国及び地方公共団体が講ずるよう努めるべき措置について、改 めて整理を行うもの。

### 2. 就業の動向

### 福祉・介護サービスにおける就業の現況

- ・ 女性の占める割合が高い(介護保険サービス従事者の約8割)。
- ・ 非常勤職員の占める割合が近年増加(訪問介護サービス従事者の約8割)。
- ・ 入職者・離職者の割合が高い(入職率約28%、離職率約20%)。
- 給与の水準は他の産業分野を含む全労働者の給与の平均と比較して低い水準。
- ・潜在的有資格者等が多数存在(介護福祉士47万人のうち福祉・介護サービスに従事しているのは約2 7万人)。等

### 福祉・介護サービスにおける今後の就業の見通し

今後のサービス需要の拡大に対応して必要となる従事者数の試算を提示。 (介護保険サービスに従事する介護職員は、平成16年で約100万人(労働力人口の約1.5%)であるが、 平成26年には約140~160万人(同約2.1~2.4%)が必要)

### 3. 人材確保のための措置

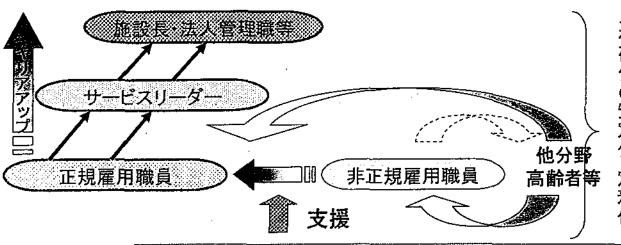
- 労働力人口の減少も見込まれる中で、福祉・介護ニーズ の増大や多様化・高度化に対応していくため、福祉・介護 サービス分野を、人材の確保に最も真剣に取り組んでいか なければならない分野の一つと位置付け。
- 指針の本来の対象である社会福祉事業のほかに、介護保 険における居宅介護支援や特定施設入居者生活介護など、 これと密接に関連するサービスも合わせて「福祉・介護サービ ス」と総称し、人材確保のための取組を共通の枠組みで整理



 ○ ホームヘルパーの多数 を占める中高年層や就職 期の若年層など、それぞれ のライフスタイルに応じた働 きやすい労働環境の整備
○ 従事者のキャリアアップ

○ 従事者のキャリアアップ の仕組みの構築とその社 会的評価に見合う処遇の 確保

等のための取組が必要。



労働環境の 整備の推進

- 〇キャリアと能力に見合う給与体系の構築、適切な給与水準の確保、給 与水準・事業収入の分配状況等の実態を踏まえた適切な水準の介護報 酬等の設定、介護報酬等における専門性の高い人材の評価の在り方 検討
- 労働時間の短縮の推進、労働関係法規の遵守、健康管理対策等の労 働環境の改善
- 新たな経営モデルの構築、介護技術等に関する研究·普及 等

・ キャリアアップの 、仕組みの構築

- 施設長や生活相談員等の資格要件の見直し等を通じた従業者のキャリアパスの構築や研修体系
- 従事者のキャリアパスに対応した研修体系の構築
- 経営者間のネットワークを活かした人事交流による人材育成 等

福祉・介護サービス ╲ の周知・理解 ✓

- 教育機関等によるボランティア体験の機会の提供
- 〇 職場体験、マスメディアを通じた広報活動等による理解の促進等

∕潛在的有資格者等 \の参入の促進∠ ○ 潜在的有資格者等の実態把握/福祉人材センター等による相談 体制の充実/無料職業紹介等による就業支援・定着の支援等

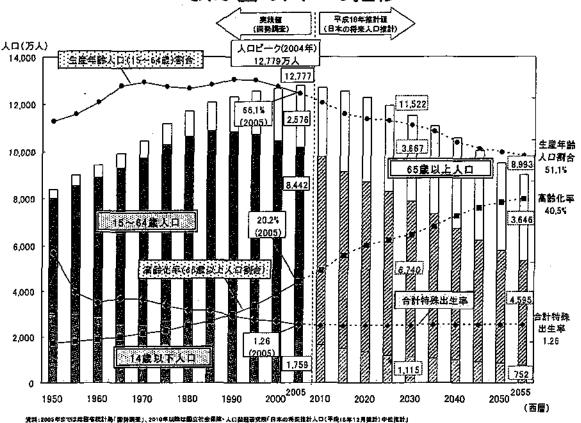
多様な人材の 参入・参画の促進 ○ 高齢者への研修、障害者への就労支援等を通じた高齢者などの参 入・参画の促進 等

そのほか、経営者、関係団体等並びに国及び地方公共団体が、十分な連携を図りつつそれぞれの役割を果たすことにより、従事者の処遇の改善や福祉・介護サービスの社会的評価の向上等に取り組んでいくことを明記。



指針の実施状況を評価・検証し、必要に応じて見直す。

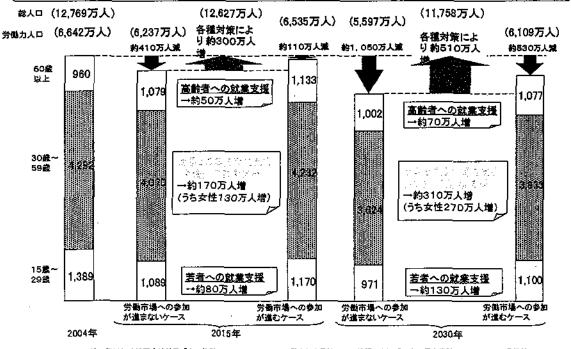
### 我が国の人口の推移



#### ・ 「大学: 1994年 (1996年999年) 「大学社会」、「1994年9月 - 大学教育大学・日本の女女子のイン・1996年17月 - 1994年11日 - 1994

## <労働力人口の見通し(ごく粗い推計)>

人口減少下において、若者、女性、高齢者などすべての人の意欲と能力が最大限発揮できるような環境整備に努めることにより、より多くの国民の就業参加の実現を図ることが重要。



(資料出所) 総人口については、2004年は総務省統計局「人口推計」、2015年、2030年は国立社会保障、人口問題研究所「日本の将来推計人口」(2002年1月推計)による。 労働力人口については、2004年は総務省統計局「労働力調査」、2015年、2030年は雇用政策研究会(序生労働省継承安定局長の研究会)の推計(2005年7月)による。 (注) 「労働市場への参加的議むケース」とは、各種経策を禁じることにより、より多くの者が弱くことが可能となったと仮定したケース。

### 介護・福祉サービス従事者数の推移(実人員)

平成17年における介護・福祉サービスの従事者数は、人材確保指針が策定された平成5年の約71万人から約4.6倍に増加しており、特に、老人分野においては約12倍と大幅に増加している(平成12年の介護保険制度導入後においては約2倍に増加)。

	平成5年	平成12年	平成17年
-t- 1 /\ ==	167,898	1,048,681	1,971,225
老人分野	[ too ] ·	{ 625 }	[ 1.174 ]
turn min and a summ	130,254	159,550	571,718
障害者分野	[ 100 }	[ 122 ]	( 518 )
(E) at 1) are	373,892	447.013	556,008
児童分野	[ 100 ]	( 120 }	[ 149 ]
<i>z.</i> 00 //h	37,967	43,831	77,604
その他	( 001 )	[ 115 ]	[ 204 ]
	710,011	1,699,075	3,276,555
合計	[ 100 ]	( 239 )	· [ 461 ]

注)人物の下段の括強者者の数値は、各分野において平成5年を100とした指数。

## 介護職員数の推移と介護福祉士の割合(実人員)

介護職員数は平成12年の約55万人から平成17年の約112万人と約2倍になっており、最近は毎年約10万人ずつ増加している。

また、介護職員に占める介護福祉士の割合は施設で約4割、在宅で約2割で推移している。

		平成12年 平成13年		3 <b>4</b> F	罕成	平成14年			平成16年 平成17年			7年	
		突数	有合	突数	部合	実数	割合	実数	割合	突数	割合	突数	割合
合計	介護職員	548.924		661,588		755,810		884,981		1,002,144		1,124,691	
	(介護職員)(介 護福祉士数把握 可能な施設・ サービスのみ)	543,780	24.2%	650,386	24.1%	734,214	24.0%	844,517	23.0%	917,892	23,9%	1,124,691	23.4%
	うち介匿福祉士教	131,554		156,436		176,257		194,567		219,331	ţ 	263.048	
報	介護職員	236,213	31.7%	253,951		265,560		281.478	36.0%	288,141		312,369	38.1%
施設	うち介護福祉士教	74.863		86,774	34,2%	93,573	35.2%	101,412		110,498	37.1%	118.930	
在宅サ	介護聯員	307,567		398,435	. 7.61	468,654		563.039		619,751	43.55	812.322	
※デ ジ デ	うち介護福祉主教	56,691	18.4%	69,662	17,8%	82.684	17.6%	93,155	16.5%	108,833	17.5%	144,118	17,74

<sup>(※)</sup> 平成16年以前は「認知症対応型共同生活介証」及び「特定施設入所者生活介証」の介護福祉士数が不明であるため、「在宅サービス」欄の介護職員数には、この2種類のサービスの介護職員数は含めていない。

資料出所:「介護サービス施設・事業所調査」(厚生労働省大臣官房統計情報部)

## 事業所の種類別・年齢階層別・男女別介護職員の状況

介護職員を年齢別に見ると、29歳以下の者が約40%を占め、平均年齢は36.5歳となっている。 また、男女別にみると、女性の割合が約78%となっている。

										(単位:%)
	<b>總数</b>	29歳以下	(再揭) 24歳以下	30~39截	40~49歳	50~59歳	60歳以上	不	詳	平均年齢 (強)
全体計	100.0	39.6	15,7	21.3	19.5	17.3	2.0		0.3	36.5
訪問介護	100.0	12.3	4.0	17.7	33.2	30.9	5.6		<b>3.3</b>	2.54
認知權対応型 共同生活介護	100,0	34.6	17.2	18.9	21.3	20,5	42		0.4	38.3
介護老人福祉施設	100.0	44.9	16.8	23.7	16.5	14.1	0.6		0.3	34.7
介観念人保健施設	100.0	51.4	19.6	23.3	14.7	8.8	0.5		0.3	33.0
介護报養型医療施設	100.0	34.5	16.3	15.8	21.2	25,2	2.9		0,4	39,0

•		(単位:%)
	男	女
全体舒	22.2	77.8
訪問介護	8,2	91.8
認知症対応型 共同生活介護	16.7	83.3
介護老人福祉施設	26.5	73.5
介護老人保健施設	28.9	71.1
介護権養型医療施設	16.2	83.8

注) 常動者の年齢階層別男女別割合である。

資料出所:「介護サービス施設・事業所講覧」(平成16年)(厚生労働省大臣官勇統計情報部)

## 常勤・非常勤別介護職員数の推移(実人員)

介護職員に占める非常勤の介護職員の割合は概ね増加しており、平成17年で約42%となっている。 事業所の種類別でみると、非常勤の介護職員の割合は施設では増加しており、平成17年で約14%、在宅サービスではほぼ横ばいで、平成17年では約52%となっている。

		平成1:	平成12年		平成13年		平成14年		平成15年		平成16年		平成17年	
		介護職員数	割舍	介值業員發	製金	,介證職責款	報命	介質難責款	割合	介護職員數	割合	介護業員監	制金	
	常勤	357,283	65.1%	409,294	51.9%	450,269	59.6%	517,247	58.4%	592.668	59.1%	656,874	58.4%	
合	非常勤	191,641	34.9%	252,294	38.1%	305,541	40:4%	367,736	41.5%	409,478	40.9%	467,817	41,6%	
<b>å</b> †	裁計	548,824	100.0%	661,588	100.0%	755.810	100.0%	884,983	100.0%	1,002,144	100.0%	1,124,891	100.0%	
旌	常勤	210,770	89.2%	223,575	AQ.88	232,772	87.7%	245,305	97.1%	258,577	86.74	268,477	85.9%	
膧	非常勤	25,443	10.8%	30,376	12,0%	32,788	12.3%	36,175	12.9%	39,564	13.3%	43,892	14.1%	
段	£H	236,213	100,0%	253,951	100,0%	265,560	100.0%	281,480	100.0%	298,141	100.0%	312,369	100.0%	
 	*101	146,513	46.9%	185,719	45.6%	217,497	44,4%	271,942	45,1%	334,069	47.5%	388,397	47.8%	
在宅サー	非常動	166,198	53,1%	221,918	54.4%	272.753	55.6%	331,561	54.9%	369,914	52.55	423,925	52.2%	
붓	2+	312,711	100.0%	407,637	100.0%	490,250	100.0%	603.503	100.0%	704,003	100.0%	g12,322	100.0%	

<sup>※</sup>介護職員数は寝人員。

<sup>※「</sup>常動」とは施設・事業所が定めた動務時間のすべてを動務している者。「李常動」とは常動者以外の従事者(他の施設、事業所にも動程するなど収入及び時間的拘束の件う仕事を 持っている者、短時間のバートタイマー等)。

资料出所:「介疑サービス施股·事業所調査」(原生労働省大臣官務統計情報部)

# 都道府県別の有効求人倍率(平成18年度)

介護関連職種の有効求人倍率を地域別にみると、特に大都市で高い水準となっている。 介護関連職種の有効求人倍率を雇用形態別でみると、常用的パートタイムの水準が高くなっている。 都道府県別の介護関連職種の有効求人倍率は、都道府県別の全職種の有効求人倍率と強い相関関係がある(全産業有効求 人倍率(常用(含パート))と介護関連職種有効求人倍率(常用(含パート))の相関係数0,72)。

B 4 (111/1)	<u>`</u>	人類会		介護関連験権					
	T	金職業		<del></del>					
	常用(含パート)	<b>菅田 (除パート)</b>	常用的パートタイム	常用(含パート)	常用(除パート)	常用的パートタイ			
	1	(1) (1981 ) - 1 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2	1,35	1 74	1.22	3.			
	1.02			A D1	0,63	1.			
海道	0,53			0.77					
森県	0, 43			1.04	0. 83				
手県	0, 76 0, 90			<u>[ 1. 21</u>	0.90				
坡県				<u>0, 75</u>		<u></u> _			
田鬼	0, 60			<u>1.39</u>					
形鬼	1, 01			1.56					
	0, 92			<u>2.14</u>					
<u>城</u> 県				1.85	1.47				
末果				<u>1. 79</u>					
易泉				2.39					
正是				2.29					
<b>莱</b>			2.04						
京都	'	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	1. 24		1.53				
奈川県			1.22	1, 32					
<u> </u>			1.49	1.66	·	·			
		·	1.7	1, 61					
<u>川</u> 県 井 第		1.2	1.6	1.60					
	1.08	0.9		2.0					
4 <u>樂</u> 男	1.10	6t - 1, 04			·				
を	j. 3	1.2		2 2.4		7			
	L   _ .  \$					4			
	].7		- I <del></del>						
要 知 男	1.3	1.3	2 1.4	<u> </u>	<u></u>				

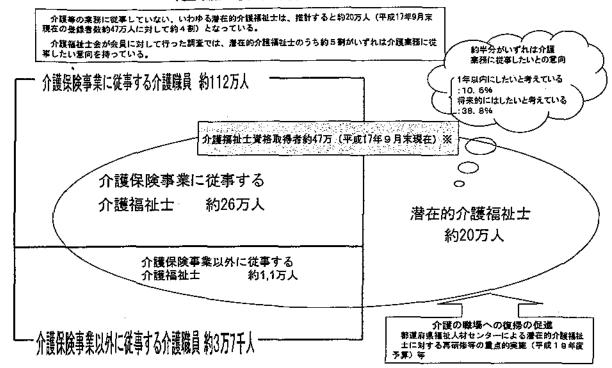
			全職集		介護関連職種					
	常用	(合パート)	常用(除パート)	常用的パートタイム	常用(含パート)	常用(除パート)	常用的パートタイム			
	7,000		3.92	1, 35	1.74	1.22	3.0			
	<u> </u>	1, <u>02</u> 1, 21	1.14	1, 39	1. 82	1.33	2.0			
新 一般	<del> </del> —	0.98	0, 85	1.30	1.36		2,			
<b>静</b> 度	1	1, 21	1.08	1.64	2, 27					
<u>阪</u> 唐	<del> </del>	0, 91	0.80	1,20	1.77					
<b>庫</b> 県	$\vdash$	0. 79		1.36						
良果	<del>  -</del> -	0.80		1, 18		1. 15				
1 数 山 県	1	0, 71	0.63	0, 97	0, 74					
	<del>                                     </del>			1.28	1.40					
	╄			1.72	1.79					
	+	1, 21		1, 36		1.26				
	+-			1.47	1.3					
	┿	0.85		1.52						
	╅┈──				2.1					
香 <u>川</u> 県 菱媛県	┨	_0, 84		1, 19						
<b>安</b> 安 宗 景 銀 景	╁			1.03	1.6					
	╁	0.8		<u> </u>						
事 <u></u> 岡 県 生 大 質 県	┿┈╴	0.6		0.9						
	┼	<u>0.5</u>		0. 7			· <u></u>			
<u>長崎</u> 県 熊 <u>本</u> 県	+			0.9			<del>'</del>			
	1	0.9		ol						
<u>大分県</u> 営・崎県		0, 6	·	1 0.8						
	┰			0,8			<u> </u>			
<u>鹿児島県</u> 沖縄県	╌	0.4	<u> </u>		3 0.6	9 0, 5	<u> 91</u>			

<sup>(</sup>注) 常 用: 無期雇用か又は4ヶ月以上の雇用契約期間が定められている者 パートタイム: 所定労働時間が通常の労働者より短い者 常用的パートタイム:パートタイムのうち、無期雇用が又は4ヶ月以上の雇用期間によって就労する者

(参考) 会職集有効求人债率(常用(除パート))と介護関連職種有効求人倍率(常用(除パート))の相關係数:0.79 会職集有効求人倍率(常用的パートタイム)と介護関連職種有効求人倍率(常用的パートタイム)の相関係数:0.61

資 料 出 所 ; 業業安定業務統計(原生労働省業業安定局)

### 潜在的介護福祉士の状況



※ 介護福祉士資格取得者数については、できる限り時点をそろえるため、平成17年8月末現在の人数を用いているが、平成1948月末現在では約56万4千

資料出所:介護保険事業の介護職員・介護福祉士敬:介護サービス施設・事業所領査(平成17年10月1日)(変人員ベース) 介護保険事業以外の介護職員・介護福祉士敬:社会福祉施設等調査(平成17年10月1日現在)(変人員ベース)<介護福祉士敬が分かる施設のみ> 不試労介護福祉士の執労意向:介護福祉士環境調査(平成14年3月)介護福祉士会調査

### 介護職員数の将来推計

介護サービス対象者数の推計

○ 要介護認定者等数、介護保険利用者数及び後期高齢者(75歳以上)数の推計

単位:万人 平成16年 平成20年 平成23年 平成26年 平成42年 平成36年 (2004)(2008)(2011)(2014)(2024)(2030)予防効果なし [A] 410 520 580 640 要介護認定者等数 予防効果あり [B] 500 540 600 [C] 330 410 450 500 100 介護保険利用者数 うち 施 設 80 100 110 うち在宅 250 310 350 390 1430 <u>1110</u> 1290 後期高齢者(75歳以上)数 1530 2100 [D] 1980

<出典> 要介護認定者等数 : 第18回社会保障書職会介護保険部会(平成16年10月29日)資料 介護保険利用者数 : 第19回社会保障審議会介護保険部会(平成16年11月15日)資料 後期高齢者(75歳以上)数 : 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来人口(平成14年1月推計)」

- (注1) 介護保険利用者数[C]は、現行の要介護認定者等数[A]がベース。なお、要介護認定者等数と一致しないのは、入院、家族介護等により、
- 介護保険の利用率が3割程度であるため。 (注2) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来人口(平成14年1月推計)」によると、2030年が後期高齢者数のピーク。
- 介護保険事業に従事する介護職員数(実数)の推計
  - 平成16年の介護職員数(100.2万人)を基準に、Iの各推計と同じ伸び率で増加すると想定して算定

いずれの推計を使
用しても、平成26年 の介護職員数は
140~155万人程度 であり、今後10年間
で年間平均4.0~5.5 万人程度の増加と
見込まれる。

	平成16年 (2004)	平成20年 (2008)	平成23年 (2011)	平成26年 (2014)	平成36年 (2024)	平成42年 (2030)
[A]のケース	100. 2	127. 1	141. 7	156. 4		-
【B】のケース	(施設)	122. 2	132.0	146.6		_
[C]のケース	29.8	124. 6	135. 9	150.8		_
[D]のケース	70.4	116.4	. —	,	178.7	
		く出典> 平月	(16年の介護職員	数 : 平成16年	介護サービス 施設	· 事業所額を

(注3) 介護職員は、介護保険施設及び居宅サービス事業所等における従事者のうち、介護福祉士、訪問介護員等の介護関係業務に従事する者をいう。 (注4) 【C】のケースの推計は、施設・在宅別に推計したものを合計したもの。